文教公安常任委員会関係

議第 156 号

山形県手数料条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

現 行	改正案
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
 (手数料の徴収) 第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)~(456) 一略- (456)の2 道路交運転経歴 <u>1,100円</u> 通法<u>第104条の</u>証明書交 <u>4第6項(同法</u>付手数料 <u>第105条第2項</u> <u>において準用す</u> 	(手数料の徴収) 第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、そ れぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。こ の場合における当該手数料の金額は、当該各号 に特別の計算単位の定めのあるものについては その計算単位につき、その他のものについては
<u>る場合を含む。)</u> の規定による運 転経歴証明書の 交付 (456)の3 道路交運転経歴 <u>1,100円</u> 通法 <u>第104条の</u> 証明書再 <u>4第6項(同法</u> 交付手数 <u>第105条第2項</u> 料 <u>において準用す</u> <u>る場合を含む。)</u> の規定に基づく 運転経歴証明書 の再交付	 (456)の3 道路交運転経歴 <u>1,150円</u> 通法<u>第105条の</u>証明書再 2第2項の規定交付手数 に基づく運転経料 歴証明書の再交 付
	(456)の4 道路交運転経歴 900円(運 通法第105条の 情報記録 転経歴証 2第4項の規定手数料 明書の交 による運転経歴 付又は再 情報の記録 交付と同 時に記録 する場合 にあって は、100円)
 (457)道路交通法運転者特 <u>1,350円</u> 施行令(昭和35定任意講 年政令第270号)習手数料 第37条の6第2 号に規定する道 路交通法第108 条の2第2項の 	(457)道路交通法運転者特 <u>1,400円</u> 施行令(昭和35定任意講 年政令第270号)習手数料 第37条の6第2 号に規定する道 路交通法第108 条の2第2項の

規定による講習 規定による講習 で国家公众委員 ご園家公众委員 会規則で定める 法第に適合する 基準に適合する 基準に適合する ものの開催 (457)の2から (167)の2から (457)の4まで 前除 (457)の5 道路交認知機能 第1項第3号イ習手数料 公全運転 着しくには、第 センター 101条の4第2 が行う認 項なは第101条 知機能検 の了第1項の規 査に関す 定による認知機 否研修等 定による認知機 否研修等 変なな変加機 第に関す 立成第7数単の4 第2 が行う認 可加線 五に関す プごないの4 第2 プロ家の規 五に関す ごななな変加機 第に対す 加酸に関する あっては、 プロ家の規 五に関す プロ家の規 五に関す プロ家の人 五に関す プロ家の人 五に関す プロ家の人 二のの規 変したのの人 二のの用 2 既は、次の各号におびる本 変しためのものものについては1 1.500円 1.500円 1.500円 市会市、中				
会規則で定める 基準に適合する ものの開催 会規則で定める 基準に適合する ものの開催 (457)の2から (457)の4まで 前除 (457)の4まで 前除 (457)の5 道路交認知機能 道策第3分子 習手数料 文第1項第3分子 習手数料 文全運転 者しくは口、第 年ンター 101条の4第2 が行う認 項又は第101条 如機能検 の7第1項の規 重に関す 定による認知機 の7第1項の規 重に関す だによる認知機 を受けた 必要な技能及び おっては、 1,200円) (457)の5 道路交認知機能 (457)の5 道路交通法運転 が行う認 可算の規 重に関す が行う認 可算の規 (458)へ(478) 1,400円 通法第3分子 習手数料 女全運転 第1項の規 第1回第2 が行う認 可第1項の規 第1項の規 第2 (458)へ(478) 2 県広、次の各号に掲げる者から、それぞれ当 該各号に定める非数料を徴収する。この場合に おうざ当該子教科の金額は、 当該年気に帮助の 計算単位のためのあるものについてはその計算 単位につき、その他のものについてはその計算 単位につき、その他のものについてはその計算 単位につき、その他のものについてはその計算 単位につき、その他のものについてはその計算 単位につき、その他のものについてはその計算 単位につき、その他のものについてはその計算 単位につき、その他のものについてはその計算 単位につき、その他のものについては14につ きそれぞれ当該各号に定める無数半金徴収する。この場合に おの者場 に定しる おの子の 第89条第1項の試験手数 た部計算 第20次の方 気部試験を受け に応じ、そ ようとする者 れぞれ同 ようとする者 れぞれ同 ようとする者 れぞれ同 ようとする者 れぞれ 第3回菜類 第40 1 (150円 車免許、中第5%の2 型目動車名第1項第1 許又は第2 型目動車名第1項第1 許又は第2 型目動車名第1項第1 許又は第2 型目動車名第1項第1 許又は第2 型目動車名第1項第1 許又は第2 型目動車名第1項第1 許又は第2 型目動車名第1項第1 許又は第2 型目動車名第1項の規 1 1 (150円 車免許、中第5%の2 型目動車名第1項第1 許以降 1 1 (150円 (150円 1 (150円 (150円 1 (150円 (150円 1 1 (150円				
基準に適合する 基準に適合する ものの開催 ものの開催 (157)の2から (157)の2から (457)の4まで 前除 前除 前除 (157)の5 道路交認知機能 1.450円 通法第97条の2 検査員講 (157)の5 道路交認知機能 第1項第3号イ 留手数料 交全運転 第1項第3号イ 留手数料 交全運転 者しくは口、第 センター 101条の4第2 が行う認 項スは第101条 知機能検 の7第1項の規 の7第1項の規 古に関す の7第1項の規 定による認知機 る研修等 定による認知機 る研修等 能検査の実施に を受けた 総検査の実施に を受けた 必要な技能及び 者に対す 如識に関する講 る講習に 対動に関する講 る講習に 知識に関する講 る講習に 習の開催 あっては、 1.500円 1.500円 注意やのたのあらのについては1年につ 1.500円 ごをいぞろも多くが が行う認 正認と分で、それぞれ当 た関する講習に 調応関する講習に 知識に関する講習に 知識に関する書 方当前量数の重装要を見に執うるものについては1年につ たんぞれぞれ当該各号に定める手数料を徴取する。 この場合に 注意やのたぞれぞれる たんぞれぞれ当 読名号に定める意のについては1年につ きそれぞれきみるに報 げるにく たんぞれ当 単位につき、その他のものについては1年につ さたんぞれぞれ当該各号におおる等の回す 第60未留 算単位につき、その他のものについては1年につ きたんぞれぞれ当 変たたぞれる範疇を 近定める 第20本部 算単位につき、その他のものについては1年にの なんぞ	で国家公安委員		で国家公安委員	
ものの開催 ものの開催 (457)の2から (457)の2から (457)の2から (457)の2から (457)の4 まで 前除 前除 (457)の5 道路交認知機能 1,400円 通法第の天の2検査員講 (自動車 第1項第3号イ智手数杯 安全運転 第1項第3号イ智手数杯 安全運転 者しくはロ、第 センター 101条の4第2 が行う認 項スは第101条 知機能検 の7第1項の規 査に関す の7第1項の規 査に関す の7第1項の規 査に関す 次定よる認知機 る研修等 能検査の実施に を受けた 差徴な形に関する語 る調習に 加減に関する語 る調習に カの宿催 あっては、 上200円) し200円 (458)へ(478) 一略- 2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当 該各号に定める手数料を徴取する。この場合に おっては、 該各号に定める手数料を徴取する。この場合に おっては 市気になるま、その他のものについてはその計算 単位につ定めあるものについてはその計算 単位につ定ものあるものについてはその 第の服 第9条第1項の試験手数 左欄に掲 人の右欄 北空とのる 歳 第89条第1項の試験手数 左欄に指したい 美をおてお 素の古欄 たごとる者 大方する者 九ぞれ <tr< td=""><td>会規則で定める</td><td></td><td>会規則で定める</td><td></td></tr<>	会規則で定める		会規則で定める	
(457)の2から (457)の2から (457)の5 道路交認知機能) (457)の2から (457)の5 道路交認知機能 (457)の5 道路交認知機能 (150) (457)の5 道路交認知機能 (150) (457)の5 道路交認知機能 (150) (457)の5 道路交認加機能 (150) (457)の5 道路交認加機能 (150) (457)の5 道路交認加機能 (150) (457)の5 道路交認加機能 (150) (457)の5 道路交認加機能 (150) (457)の5 道路交認加機能 (150) (457)の5 道路交認人機能 (150) (457)の5 道路交認人機能 (150) (457)の5 道路交認人機能 (150) (457)の5 道路交認人機能 (150) (457)の5 道路交認人機能 (150) (457)の5 道路交認人機能 (150) (457)の5 道路交認人機能 (150) (457)の5 道路交認人機能 (150) (457)の5 道路交認人機能 (150) (457)の5 道路交認人 (150) (457)の5 道路交認人 (150) (457)の5 道路交認人機能 (150) (457)の5 道路交認人 (150) (457)の5 道路交認人 (150) (457)の5 道路交認人 (150) (457)の5 道路交認人 (162) (457)の5 道路交認人 (162) (457)の5 道路交認人 (162) (457)の4 まで (10) (457)の4 まで (10) (457)の4 第2 (10) (457)の4 第2 (10) (457)の4 第2 (10) (457)の4 第2 (10) (457)の4 第2 (10) (457)の4 第2 (10) (457)の4 第2 (10) (457)の4 第2 (10) (457)04 第2 (10) (457)04 第2 (10) (457)04 第2 (10) (457)04 第2 (10) (458) (477)04 (457)04 (57) (457)04 (57) (457)04 (57)(12) (458) (47)(14) (457)04 (57)(14) (457)04 (57)(14)	基準に適合する		基準に適合する	
(457)の4まで 削除 (457)の5 道路交認知機能 第 (1,450円) 通法第97条の2 検査員講 (1,450円) 通法第97条の2 検査員講 (1,450円) 通法第97条の2 検査員講 (1,450円) (457)の5 道路交認知機能 第 1項第 3号イ智手軟料 安全運転 若しくはロ、第 東スは第 101条 センター 101条の4第2 第 (1,52円) が行う認 第 (1,52円) 101条の4第2 が行う認 東スは第 (1,150円) 近日す 二 (1,52円) 第 (1,52円) 第 (1,52円) 101条の4第2 が行う認 東スは第 (1,52円) 第 (1,52円) 第 (1,52円) 第 (1,52円) 第 (1,55円) (1,55円) 第 (1,55円) 第 (1,55円) 第 (1,55円) 第 (1, 大型自動 東京市、中第 397条の2 型自動車免 第 (1,12%1) 許に係る試 (1,55円) 1,550円 東京市、中第 (1,52 第 (1,55円) 第 (1,55円) 東京市、中第 (1,53 (1,55円) 第 (1,55円) 第 (1,55円) 第 (1, 大型自動 東京市、中第 (1,53%1) 許に係る試 (1,55円) 第 (1,55円) 第 (1,55円) 第 (1,55円) 第 (1,55円) 第 (1,55円) 1,55円) 第 (1,55円) 第 (1,55円) 第 (1,55円) 1,55円) 第 (1,55円) 第 (1,55円) 第 (1,55円)	ものの開催		ものの開催	
前除 前除 (457)の5 遺略交認知機能 [1.450円] 通法第97条の2 検査員羅 (1 自動車、 第1項第3号イ習手数料 安全運転 常しくは口、第 センター 101条の4第2 が行う認 項又は第101条 知機能検 の7第1項の規 査に関す 項又は第101条 知機能検 の7第1項の規 査に関す 次方第1項の規 否に関す の7第1項の規 査に関す の7第1項の規 査に関す の7第1項の規 査に関す の7第1項の規 査に関す の7第1項の規 査に関す の7第1項の規 査に関す の7第1項の規 予定による認知機 の方は、 海滅に関する話 方法習び 本信 方面 第2 東広、次の各号に掲げる者から、それぞれ 該各号に定める手数料を敷取する。この場合に おける国の両したついては1年にも シー 1.500円 (458)へ(478) 一略- 1 道路交通報 数定者をした定める 第2 弊になめる たその他のものについてはその 第1項の試験を要数 た尾によう 第1項の試験を受け になし、その	(457)の2から		(457)の2から	
(457)の5 道路交認知機能 1,450円 通法第97条の2 検査員講 (日動車 第 1 項第 3 号子 習手数料 安全運転 第 1 項第 3 号子 習手数料 女会運転 第 1 項第 1 項の規 査に関す の 7 第 1 項の規 査に関す 第 2 次な装電及び 者に関す 第 2 次 5 2 節 などター 北 次の各号に掲げる者から、それぞれす 次の者号 波各号に定める手数料を飲取する。 この場合に 対応 等の事数料を飲取する。 この場合に 対応 等の事数単金の定めの あるものについては、1 件につ * * 2 やれぞれ 当該各号に常切る から、それぞれ当 ※ 5 とする (1) 道路交通法運転免許 次の表の 第 2 かどう た 端にお 第 2 かどう このなの 第 2 かどか そのに (458) ~ (478) - 6 第 2 かどか る ※ 5 とがるの 第 2 か 右 た 7 に 第 2 かの右 第 2 から、それぞれ	(457)の4まで		(457)の4まで	
通法第97条の2 検査員講(自動車 第1項第3号イ習手数料 第2運転 若しくはに、第 センター 101条の4第2 項又は第101条 項又は第101条 如機能檢 の7第1項の規 方に素の者 加減に関する講 な要な技能及び 者に対す 加減に関する講 な要な技能及び 者に対す 加減に関する講 名 第2通法第97条の2 検査員講 (自動車 第1項第3号イ 習手数料 第4ンター 101条の4第2 の7第1項の規 方認 項又は第101条 如機能檢 の7第1項の規 方認 立による認知機 る研修等 能検査の実施に を受けた 必要な技能及び 者に対す 知識に関する講 な要な技能及び 者に対す 知識に関する講 る講習に 習の開催 おっては、 1,200円) (458)~(478) -略-通法第07条の2 検査員講 セスポイ な要な技能及び 者に対す の7第1項の規 なごの場合に な要な技能及び 者に対す 知識に関する講 な調査 (458)~(478) - NB-通法第07条の2 セスポイ な調査 なごの場合に な話習い (458)~(478) - NB-2煤は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当 さのの多句をものについては1年につ さそいぞれ当該各号に定める手数料を徴取する。この場合に おらくそれぞれ当該各号に定める新約5、それぞれ当 該各号に応約4時から、それぞれ当 該各号にためる新約5、それぞれ当 法該各号に常別の 計算単位の定めのあるものについては1件につ さそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 道路交通法 東先許、中 橋57条の2 型自動車気 第1項第1 許又は準中 時31第1 許又は準中 時31条 第二、中 第57条の2 型自動車気 第に該当し 許に係る試 「同項の規」通法第97条の2 後 な額 第二<	削除		削除	
第1項第3号イ習手数料 安全運転 第1項第3号イ習手数料 安全運転 着しくはロ、第 センター 101条の4第2 が行う認 項又は第101条 知機能檢 の7第1項の規 査に関す 定による認知機 石砂修等 能検査の実施に を受けた 必要な技能及び 者に対す 力識に関する講 ろ講習に 習の開催 あっては、 1.200円) (458) (458)~(478) - 略- 2 2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当 該各号に定める手数料を徴収する。この場合に おける当該手数料の金額は、当該各号に特別の 計算単位の定めのあるものについてはその計算 山舌の円) (458)~(478) - 略- 2 2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当 該各号に定める第数料を徴収する。この場合に おける当該手数料の金額は、当該を号に特別の 計算単位の定めのあるものについては10件につき さんぞれぞれ当 さんぞれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 道路交通法支 (1) 道路交通法運転免許 次の表の 第89条第1項の試験手数 左欄に指 規定による運転料 げる区分 免許試験を受け に応じ、そ ようとする者 れぞれ同 表っ右褶 ようとする者 (1) 道路交通法 1.550円 単位の定める 単自動車免 幣1項第1 二50円 車免許、中 第97条の2 型自動車免 幣1項第1 型自動車免 幣1項第1 許以律中 号又は第2	(457)の5 道路交認知機	卷能 <u>1,450円</u>	(457)の5 道路交 認知機	能 <u>1,400円</u>
若しくはロ、第 センター 若しくは口、第 センター 101条の4第2 が行う認 項又は第101条 知機能検 項又は第101条 知機能検 の7第1項の規 査に関す の7第1項の規 査に関す 定による認知機 る研修等 定にる認知機 る研修等 能検査の実施に を受けた 必要な技能及び 者に対す 如識に関する講 る講習に 知識に関する講 る講習に 習の開催 あっては、 1,200円) 1,150円 (458)~(478) -略- 2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当 該各号に定める手数料を徴収する。この場合に おける当該手数料の金額は、当該各号に特別の 計算単位の定めのあるものについては14に 注意の意義を与に定める新とする。 (1) 道路交通法運転免許 次の表の 2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当 該各号に定める毎年数料を徴収する。この場合に おける当該手数料の金額は、当該を号に特別の 計算単位の定めのあるものについては14に 2 さたいぞれきは該各号に定める額とする。 (1) 道路交通法運転免許 次の表の 第第9条第1項の試験手数 左欄に指し 2 単位につき、その他のものについては14に 2 第は本の右のものについては20計算 単位に定めるその他のものについては20計算 単位につき、その他のものについては14に 2 第は、次の右の部 表の右の 規定による運転外 げる区分 第 2 発言な受け に応じ、そ ため方面 こをかる (1) 道路交通法運転会 に定める 第 東定による運転料 <	通法第97条の2検査員	」講 (自動車	通法第97条の2 検査員	」講 (自動車
101条の4第2 が行う認 101条の4第2 が行う認 項又は第101条 知機能検 項又は第101条 知機能検 の7第1項の規 査に関す の7第1項の規 査に関す 定による認知機 る研修等 定による認知機 る研修等 能検査の実施に を受けた 必要な技能及び 者に対す 必要な技能及び 者に対す 必要な技能及び 者に対す 知識に関する講 る講習に 知識に関する講 る講習に 知識に関する講 る講習に 知識に関する講 る講習に 知識に関する講 る講習に 知識に関する講 る講習に 知識に関する講 る講習に 知識に関する講 る講習に 1.200円) (458)~(478) 一略- 2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当 2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ 3 該各号に定める手数料を徴収する。この場合に おける当該手数料の金額は、当該各号に特別の 計算単位の定めのあるものについてはその計算 単位につき、その他のものについてはその計算 単位につき、その他のものについてはその計算 単位にこさるる範疇 計算単位の定めのあるものについてはその計算 単位の定めのあるものについてはまる た成り 第89条第1項の試験手数 左欄に掲 現たじなり きそれぞれ当該各号に特別の 第家9条第1項の試験を受け に応じ、そ ようとする者 れぞれ同 ようとする者 れぞれ同 東定たる運転料 げるたり <td>第1項第3号イ習手数</td> <td>(料 安全運転</td> <td>第1項第3号イ 習手数</td> <td>(料 安全運転</td>	第1項第3号イ習手数	(料 安全運転	第1項第3号イ 習手数	(料 安全運転
101条の4第2 が行う認 101条の4第2 が行う認 項又は第101条 知機能検 項又は第101条 知機能検 の7第1項の規 査に関す の7第1項の規 査に関す 定による認知機 る研修等 定による認知機 る研修等 能検査の実施に を受けた 必要な技能及び 者に対す 必要な技能及び 者に対す 必要な技能及び 者に対す 知識に関する講 る講習に 知識に関する講 る講習に 知識に関する講 る講習に 知識に関する講 る講習に 知識に関する講 る講習に 知識に関する講 る講習に 知識に関する講 る講習に 知識に関する講 る講習に 1.200円) (458)~(478) 一略- 2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当 2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ 3 該各号に定める手数料を徴収する。この場合に おける当該手数料の金額は、当該各号に特別の 計算単位の定めのあるものについてはその計算 単位につき、その他のものについてはその計算 単位につき、その他のものについてはその計算 単位にこさるる範疇 計算単位の定めのあるものについてはその計算 単位の定めのあるものについてはまる た成り 第89条第1項の試験手数 左欄に掲 現たじなり きそれぞれ当該各号に特別の 第家9条第1項の試験を受け に応じ、そ ようとする者 れぞれ同 ようとする者 れぞれ同 東定たる運転料 げるたり <td>若しくはロ、第</td> <td>センター</td> <td>若しくはロ、第</td> <td>センター</td>	若しくはロ、第	センター	若しくはロ、第	センター
項又は第101条知機能検 の7第1項の規項又は第101条知機能検 の7第1項の規互に関す たによる認知機互に関す たによる認知機互に関す たによる認知機互に関す たによる認知機互に関す たによる認知機互に関す たによる認知機互に関す たによる認知機互に関す たに見る認知機互に関す たに見る認知機互い関す たに見る認知機互い関す たい互い関す たい石い谷谷 たい石い谷谷 たい石い谷谷 たい石い谷谷 たい石い谷谷 たい石い谷谷谷 たい石い谷谷 たい石い谷谷 たい石い谷谷 たい石い谷谷 たい石い谷谷 たい石い谷谷 たい石い谷谷 たい石い谷谷 たい石い谷谷 たい石い谷谷 たい石い石CC <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>				
の7第1項の規 査に関す の7第1項の規 査に関す 定による認知機 る研修等 能検査の実施に を受けた 必要な技能及び 者に対す 必要な技能及び 者に対す 知識に関する謎 る講習に 知識に関する謎 る講習に 別面に関する謎 ろご諸習に 知識に関する謎 る講習に 別面に関する謎 ろご諸習に 知識に関する謎 る講習に 別面に関する謎 ろこの場合に 1,200円) 1,150円) (458)~(478) 一略一 1,200円) 1,150円) (458)~(478) 一略一 2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当 該各号に定める手数料を徴収する。この場合に おける当該手数料の金額は、当該各号に特別の 計算単位の定めのあるものについては1 件につ きそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 道路交通法運転気許 次の表の 第89条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 げる区分 第89条第1項の試験手数 た欄に 規定による運転料 げる区分 焼詐試験を受け に応じ、そ ようとする者 れぞれ同 表の右欄 に定める 素の右欄 た定める 額 1 「女員助車免許、中 第97条の2 2 型員動車免 第1項第1 第37条の2 型自動車免 第1項第1 許以は準中 長次は第1 1,650円 車免許、中 第97条の2 2 型自動車免 第1項第1 許以準中<	項又は第101条	知機能検	項又は第101条	知機能検
定による認知機る研修等 能検査の実施に 必要な技能及び 者に対す 知識に関する講 習の開催 力 功識に関する講 う 満習に 習の開催 も っては、 1,200円) (458) ~ (478) - 略-定による認知機 必要な技能及び 者に対す 知識に関する講 る講習に 習の開催 も っては、 1,150円)(458) ~ (478) - 略2県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当 該各号に定める手数料を徴収する。この場合に おける当該手数料の金額は、当該各号に特別の 計算単位の定めのあるものについては10件につ きそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 道路交通法運転免許 来の名機 規定による運転料 方とする者 人工型自動 車免許、中常57条の2 型自動車免 第1項の規1区分 免許試験を受け 東会許、中常57条の2 型自動車免 許に係る試 「一項の規ごの場合に に応じ、そ た該当し 吉方の円1区分 免許試験を受け 東会許、中常57条の2 型自動車免 許に係る試 下に頃可の規1,550円 下 第 年1近路交通法 主 原 (11,550円 車免許、中第57条の2 型自動車免 第 に該当し 許に係る試 て 一項の規2原本 (12県市 (12県市 (12県市 (12県市 (12県市 (134555556777771				
能検査の実施に を受けた 能検査の実施に を受けた 必要な技能及び 者に対す 必要な技能及び 者に対す 知識に関する講 る講習に 辺の開催 あっては、 1,200円) (458)~(478) -略- 1,150円) (458)~(478) -略- (458)~(478) -m- 2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当 該各号に定める手数料を徴収する。この場合に おける当該手数料の金額は、当該各号に作どめる手数料の金額は、当該各号に定める手数料の金額は、当該各号に定めるあるものについてはその計算 単位につき、その他のものについては10につき シマの規のものについては10につき シマの観とする。 00 第99条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 げる区分 第89条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 げる区分 免許試験を受け に応じ、そ ようとする者 れぞれ同 表の右欄 た定める 板方右欄 に定める 額 1 「大型自動道路交通法 1,550円 車免許、中第57条の2 型自動車免 第に該当し 単白動車免 号に該当し 1,550円 単白動車免 第に該当し 許又は準中 与又は第2 型自動車免 型自動車免 第に該当し 型自動車免 号に該当し 前に係る試 「「方型回り 第に係る試				
必要な技能及び 知識に関する講 習の開催者に対す る講習に あっては、 1,200円)必要な技能及び 知識に関する講 る講習に 知識に関する講 る講習に 者の式は、 1,200円)名講習に 習の開催 習の開催 あっては、 1,150円)(458) ~ (478) - 略-(458) ~ (478) - 68-2県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当 該各号に定める手数料を徴収する。この場合に おける当該手数料の金額は、当該各号に特別の 計算単位の定めのあるものについてはその計算 単位につき、その他のものについては1件につ きそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 道路交通法運転免許 放っ表の 第89条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 方る区分 免許試験を受け ようとする者 人ぞれ同 表の右欄 に定める 額2県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当 該各号に定める手数料を徴収する。この場合に おける当該手数料の金額は、当該各号に特別の 計算単位の定めのあるものについては1件につ きそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 道路交通法運転免許 第89条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 がる区分 免許試験を受け に応じ、そ ようとする者 額1) 道路交通法 正応じ、そ 免許試験を受け に応じ、そ 名の右欄 に定める 額区分 全額 イ 大型自動 車免許、中 第97条の2 型自動車免 第1項第1 許又は準中 号に該当し 許に係る試 に頃の規1,650円 車免許、中 第97条の2 型自動車免 号に該当し 許に係る試 で回項の規1,650円 車免許、中 第97条の2 型自動車免 身に該当し 許に係る試 で回項の規				
知識に関する講 習の開催 3講習に あっては、 1,200円) 知識に関する講 習の開催 3講習に 習の開催 3講習に 別で、1,150円) (458)~(478) - 08- (458)~(478) - 08- (458)~(478) - 08- 2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当 該各号に定める手数料を徴収する。この場合に おける当該手数料の金額は、当該各号に特別の 計算単位の定めのあるものについては200計算 (458)~(478) - 08- 2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当 該各号に定める手数料を徴収する。この場合に おける当該手数料の金額は、当該各号に特別の 計算単位の定めのあるものについては200計算 1458)~(478) - 08- 11 道路交通法運転免許 次の表の 第89条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 げる区分 2 第89条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 げる区分 免許試験を受け に応じ、そ ようとする者 れぞれ同 表の右欄 上 下型自動 道路交通法 1,550円 単免許、中第97条の2 額 1 1,550円 車免許、中第97条の2 1 型自動車免 第1項第1 許又は準中 号又は第2 1,550円 幹完正体 高試 て同項の規 1,550円 本免許、中第97条の2 型自動車免 第に策3 1,550円 市完 (5 6 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5				
習の開催 あっては、 1,200円) 習の開催 あっては、 1,150円) (458)~(478) - 68- (458)~(478) - 68- (458)~(478) - 68- 2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当 該各号に定める手数料を徴収する。この場合に おける当該手数料の金額は、当該各号に特別の 計算単位の定めのあるものについては20計算 単位につき、その他のものについては20 計算 単位につき、その他のものについては20 計算 単位につき、その他のものについては20 う 第89条第1項の試験手数 左欄に掲 表の右欄 に定める 額				
1,200円) 1,150円) (458)~(478) - 68- 1,150円) 2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当 該各号に定める手数料を徴収する。この場合に おける当該手数料の金額は、当該各号に特別の 計算単位の定めのあるものについてはその計算 単位につき、その他のものについては1件につ さそれぞれ当該各号に定める額とする。 2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当 該各号に定める手数料を徴収する。この場合に おける当該手数料の金額は、当該各号に特別の 計算単位の定めのあるものについては1件につ さそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 道路交通法運転免許 次の表の 第89条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 げる区分 免許試験を受け に応じ、そ ようとする者 れぞれ同 表の右欄 に定める (1) 道路交通法 正応し、そ ようとする者 れぞれ同 表の右欄 に定める 板 区分 免許試験を受け に応じ、そ ようとする者 れぞれ同 表の右欄 に定める (1) (1) 枢 区分 免許試験を受け に応じ、そ ようとする者 れぞれ同 表の右欄 に定める (1) (1) 東京社事件 第30条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 (1) (1) (1) 東京社事件 (1) (1) (1) (1) (1) 東京社事件 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) 東京社 素の右欄 に定める (1) (
(458)~(478) -略-(458)~(478) -略-2県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当 該各号に定める手数料を徴収する。この場合に おける当該手数料の金額は、当該各号に特別の 計算単位の定めのあるものについてはその計算 単位につき、その他のものについては1件につ さそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 道路交通法運転免許 次の表の 第89条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 方を許試験を受け 免許試験を受け た応じ、そ ようとする者 イ 大型自動 車免許、中第97条の2 型自動車免 第1項の規 2県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当 該各号に定める手数料を徴収する。この場合に おける当該手数料の金額は、当該各号に定物の 計算単位の定めのあるものについては2 おける当該手数料の金額は、当該各号に定物の 計算単位の定めのあるものについては2 ごしてき、その他のものについては1件につ さそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 道路交通法運転免許 次の表の 第89条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 げる区分 免許試験を受け に応じ、そ ようとする者 れぞれ同 表の右欄 に定める 額(1) 道路交通法運転免許 次の表の 第89条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 がる区分 免許試験を受け に応じ、そ た応じ、そ な前欄 に定める 額(1) 道路交通法運転免許 次の表の 第89条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 第89条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 第97条の2 型自動車免 第1項第1 許又は準中 号又は第2 型自動車免 寄に該当し 許に係る試 て同項の規(458)~(478) - m1区分 金額 イ 大型自動 許に係る試(458)~(478) - m2県 県 原 県 原 第39条第1 第1 第30(1) 道路交通法 主 第30 名 第30 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>				
2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当 該各号に定める手数料を徴収する。この場合に おける当該手数料の金額は、当該各号に特別の 計算単位の定めのあるものについてはその計算 単位につき、その他のものについては1件につ さそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 道路交通法運転免許 次の表の 第89条第 1 項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 げる区分 免許試験を受け に応じ、そ ようとする者 れぞれ同 表の右欄 に定める 額 $\sqrt{\frac{C}{1}}$ 全額 1 大型自動 車免許、中 第97条の 2 型自動車免 第 1 項第 1 許又は準中 号又は第 2 型自動車免 号に該当し 許に係る試 て同項の規	(458)~(478) —略—	<u></u> /	$(458) \sim (478) - 略 -$	<u></u> /
該各号に定める手数料を徴収する。この場合に おける当該手数料の金額は、当該各号に特別の 計算単位の定めのあるものについては20計算 単位につき、その他のものについては20計算 単位につき、その他のものについては1件につ さそれぞれ当該各号に定める額とする。該各号に定める額は、当該各号に特別の 計算単位の定めのあるものについては20計算 単位につき、その他のものについては1件につ さそれぞれ当該各号に定める額とする。(1)道路交通法運転免許 次の表の 第89条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 人定による運転料 する区分 免許試験を受け た応じ、そ ようとする者 れぞれ同 表の右欄 に定める 額(1)道路交通法 単の ごをつく 免許試験を受け た応じ、そ ようとする者 れぞれ同 表の右欄 に定める 額(1)道路交通法 道路交通法 1,550円(1)道路交通法 道路交通法 1,550円区分 車免許、中第97条の2 型自動車免第1項第1 許又は準中 号又は第2 型自動車免号に該当し 許に係る試 て同項の規1,550円 (1)区分 金額金額イ 大型自動車免 第1項第1 許又は準中 許又は第 公1,550円(1)1,650円 (1)正応じ、そ ようとする者 和1,650円(1)市式 (1)1,550円(1)(1)第(1)(2)(1)(1)(2)(1)(1)(3)(1)(1)(3)(1)(1)(3)(1)(1)(3)(1)(1)(3)(1)(1)(3)(2)(1)(3)(2)(1)(4)(2)(2)(5)(2)(2)(4)(2)(2)		行から、それぞれ当		から、それぞれ当
おける当該手数料の金額は、当該各号に特別の 計算単位の定めのあるものについては1件につ さそれぞれ当該各号に定める額とする。おける当該手数料の金額は、当該各号に特別の 計算単位の定めのあるものについては1件につ さそれぞれ当該各号に定める額とする。(1) 道路交通法運転免許 次の表の 第89条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 人定による運転料 すっとする者 すた型自動 許欠は準中 男な説 工 (有) 大型自動 車免許、中第97条の2 型自動車免第1項第1 許又は準中 号又は第2 型自動車免号に該当し 許に係る試 て同項の規おける当該手数料の金額は、当該各号に特別の 計算単位の定めのあるものについては1件につ さそれぞれ当該各号に定める額とする。(1) 道路交通法 東方 方とする者 すんだい (1) 近路交通法 主,550円 許又は準中 号又は第2 型自動車免労に該当し 許に係る試 て同項の規おける当該手数料の金額は、当該各号に特別の 計算単位の定めのあるものについては1件につ さそれぞれ当該各号に定める額とする。(1) 道路交通法 東方 第97条の2 型自動車免労(1項第1 許又は準中号又は第2 型自動車免号に該当し 許に係る試 て同項の規1,650円 許に係る試 て同項の規				
計算単位の定めのあるものについてはその計算 単位につき、その他のものについては1件につ さそれぞれ当該各号に定める額とする。計算単位の定めのあるものについてはその計算 単位につき、その他のものについては1件につ さそれぞれ当該各号に定める額とする。(1) 道路交通法運転免許 次の表の 第89条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 げる区分 免許試験を受け に応じ、そ ようとする者 れぞれ同 表の右欄 に定める 額第89条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 げる区分 免許試験を受け に応じ、そ ようとする者 れぞれ同 表の右欄 に定める 額第69条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 げる区分 免許試験を受け に応じ、そ ようとする者 れぞれ同 表の右欄 に定める 額区分 イ 中 型自動車免 部口 型自動車免 許に係る試 て同項の規区分 1,550円 本額区分 全額イ 大型自動 車免許、中 第97条の2 型自動車免 方に該当し 許に係る試 て同項の規1,650円 下し第に係る試 て同項の規1,650円 下し第 正 原 第に係る試 て同項の規				
単位につき、その他のものについては1件につ きそれぞれ当該各号に定める額とする。単位につき、その他のものについては1件につ きそれぞれ当該各号に定める額とする。(1) 道路交通法運転免許 次の表の 第89条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 げる区分 免許試験を受け に応じ、そ ようとする者 れぞれ同 表の右欄 に定める 額第89条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 げる区分 免許試験を受け に応じ、そ ようとする者 れぞれ同 表の右欄 に定める 額区分 イ 大型自動 型自動車免 算1項第1 許又は準中 子文は第2 型自動車免 員に該当し 許に係る試 て同項の規単位につき、その他のものについては1件につ きそれぞれ当該各号に定める額とする。第00年間 第20年 第20年 第20年 型自動車免 許に係る試 て同項の規第位につき、その他のものについては1件につ きそれぞれ当該各号に定める額とする。第10年 第20年 第20日 第30日 <				
きそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 道路交通法運転免許 次の表の 第89条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 げる区分 免許試験を受け に応じ、そ ようとする者 れぞれ同 表の右欄 に定める 額 $\hline C \rightarrow \qquad \qquad$				
 (1) 道路交通法運転免許 次の表の 第89条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 げる区分 免許試験を受け に応じ、そ ようとする者 れぞれ同 表の右欄 に定める 額 (1) 道路交通法運転免許 次の表の 第89条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 げる区分 免許試験を受け に応じ、そ ようとする者 れぞれ同 表の右欄 に定める 額 (1) 道路交通法運転免許 次の表の 第89条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 げる区分 免許試験を受け に応じ、そ ようとする者 れぞれ同 素の右欄 に定める (1) 道路交通法運転免許 次の表の 第89条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 げる区分 免許試験を受け に応じ、そ ようとする者 れぞれ同 素の右欄 に定める (1) 道路交通法運転免許 次の表の 第20分 (1) 道路交通法運転免許 次の表の 第20分 第1項第1 許又は準中 号又は第2 型自動車免 号に該当し 許に係る試 て同項の規 (1) 道路交通法運転免許 次の表の 第1項第1 許又は準中 号又は第2 型自動車免 号に該当し 許に係る試 て同項の規 				
第89条第1項の試験手数 規定による運転料 人 免許試験を受け ようとする者げる区分 に応じ、そ れぞれ同 表の右欄 に定める 額第89条第1項の試験手数 左欄に掲 規定による運転料 ようとする者げる区分 免許試験を受け に応じ、そ ようとする者 文 車免許、中第97条の2 型自動車免第1項第1 許又は準中号又は第2 型自動車免号に該当し 許に係る試 て同項の規1,550円 1,550円区分 全額金額 イ 大型自動車免 許に係る試 て同項の規1,550円 に防じ、そ ようとする者れぞれ同 表の右欄 に定める 額 ア セ 第97条の2 型自動車免 第1項第1 許に係る試 て同項の規1,650円 下 正保る試 で同項の規1,650円 下 正 原 第1 百項の規				
 規定による運転料 げる区分 免許試験を受け に応じ、そ ようとする者 れぞれ同 表の右欄 に定める 額 区分 金額 イ 大型自動 道路交通法 1,550円 車免許、中 第97条の2 型自動車免 第1項第1 許又は準中 号又は第2 型自動車免 号に該当し 許に係る試 て同項の規 規定による運転料 げる区分 免許試験を受け に応じ、そ ようとする者 れぞれ同 表の右欄 に定める 額 区分 金額 イ 大型自動 道路交通法 1,550円 車免許、中 第97条の2 型自動車免 第1項第1 許又は準中 号又は第2 型自動車免 号に該当し 許に係る試 て同項の規 				
免許試験を受け ようとする者に応じ、そ れぞれ同 表の右欄 に定める 額免許試験を受け ようとする者に応じ、そ ようとする者 水、 、 、 ア、 、 、 、 中第0右欄 に定める 額、 、 、 、 (二 、 中、 、 、 、 中第0右欄 、 に定める 額、 、 、 、 、 1,550円 車免許、中 第97条の2 型自動車免 第1項第1 許又は準中 子又は第2 型自動車免 、 中 第57 、 可 、 可 、 中 第57 、 				
ようとする者 れぞれ同 表の右欄 に定める 額 ようとする者 れぞれ同 表の右欄 に定める 額 区分 金額 イ 大型自動道路交通法 1,550円 車免許、中第97条の2 型自動車免第1項第1 許又は準中 号又は第2 型自動車免号に該当し 許に係る試 て同項の規				
表の右欄 に定める 額 表の右欄 に定める 額 こ定める 額 区分 金額 区分 金額 イ 大型自動 道路交通法 1,550円 車免許、中 第97条の2 1,650円 型自動車免 第1項第1 声欠は第2 型自動車免 第1項第1 許又は準中 号又は第2 型自動車免 号に該当し 5000 許又は準中 号又は第2 一 単自動車免 号に該当し 正 正 1,650円 許に係る試 て同項の規 「 「 丁				
に定める 額 <u> 下文</u> <u> 取合</u> <u> 取合</u> <u> 取合</u> <u> 下文</u> <u> 取自動車免</u> 第1項第1 許又は準中 号又は第2 型自動車免 号に該当し 許に係る試 て同項の規				
区分金額区分金額イ 大型自動 道路交通法1,550円車免許、中 第97条の21,550円型自動車免 第1項第11,550円許又は準中 号又は第2型自動車免 第1項第1型自動車免 号に該当し許に係る試 て同項の規				
区分 金額 イ 大型自動 道路交通法 1,550円 車免許、中 第97条の2 1,550円 型自動車免 第1項第1 中号又は第2 型自動車免 号に該当し 許に係る試 て同項の規				
イ 大型自動 道路交通法 1,550円 車免許、中 第97条の2 1,550円 型自動車免 第1項第1 車免許、中 第97条の2 型自動車免 第1項第1 許又は準中 号又は第2 型自動車免 号に該当し 許に係る試 て同項の規	区分		区分	
車免許、中第97条の2型自動車免第1項第1許又は準中号又は第2型自動車免号に該当し許に係る試て同項の規				
型自動車免第1項第1許又は準中号又は第2型自動車免号に該当し許に係る試て同項の規		1,00011		1,000[1
許又は準中号又は第2許又は準中号又は第2型自動車免号に該当し型自動車免号に該当し許に係る試て同項の規許に係る試て同項の規				
型自動車免号に該当し型自動車免号に該当し許に係る試て同項の規許に係る試て同項の規				
許に係る試 て同項の規 許に係る試 て同項の規				
	欧			

受け	る場合			受ける場合	
		,900円(道路			1,950円(道路
		<u>,900円</u> (追路 を通法施行令			<u>1,950</u> 1 (追踪 交通法施行令
		第33条の6の			第33条の6の
		2 第 6 号に掲			2 第 6 号に掲
		げるやむを得			げるやむを得
		い理由のた			ない理由のた
		5運転免許証			め運転免許証
受け) <u>更新</u> を受け		受ける場合	等(道路交通
		らことができ			<u>法第101条第</u>
	た	こかった者に			<u>1 項に規定す</u>
	太	する試験に			る免許証等を
	あ	5っては、 <u>800</u>			<u>いう。以下同</u>
	<u> </u>	<u>]</u>)			じ。)の有効
					<u>期間の更新</u>
					(以下「運転
					<u>免許証等の更</u>
					新」という。)
					を受けること
					ができなかっ
					た者に対する
					試験にあって
					は、 <u>750円</u>)
道路	交通法 4,	<u>,100円</u> (道路		道路交通法	<u>3,900円</u> (道路
第97	条の2 交	を通法第97条		第97条の2	交通法第97条
第1	項の規 第	§1項第2号		第1項の規	第1項第2号
定の	適用を に	こ掲げる事項		定の適用を	に掲げる事項
受け	ない場 に	こついて行う		受けない場	について行う
合	詣	弌験を公安委		合	試験 (以下「技
	Ę	員会が提供す			能試験」とい
		ら自動車を使			<u>う。)を</u> 公安
		して受ける			委員会が提供
	場				する自動車を
		t、 <u>6,600円</u>)			使用して受け
		· <u> </u>			る場合にあっ
					ては、 <u>6,900</u>
					円)
口 普通自動道路	交通法	1,750円	口 普通自動	道路交通法	<u>1,900円</u>
車免許に係 第97			車免許に係		_,
	項第1			第1項第1	
	は第2			号又は第2	
	該当し			らくは第2 号に該当し	
	項の規			て同項の規	
正の	適用を			定の適用を	

	受ける場合				受ける場合	
		1 000円 () 学校	{ }			1 050円 () 学吃
		<u>1,900円</u> (道路 支速法均在 A				<u>1,950円</u> (道路 京区油坊年の
		交通法施行令				交通法施行令
		第33条の6の				第33条の6の
		2 第 6 号に掲				2 第 6 号に掲
	号に該当し	げるやむを得			号に該当し	げるやむを得
	て同項の規	ない理由のた			て同項の規	ない理由のた
	定の適用を	め 運転免許証			定の適用を	め <u>運転免許証</u>
	受ける場合	の更新を受け			受ける場合	<u>等</u> の更新を受
		ることができ				けることがで
		なかった者に				きなかった者
		対する試験に				に対する試験
		あっては、 <u>800</u>				にあっては、
		円)				750円)
	道路交通法	2,550円(道路			道路交通法	2,500円(技能
		<u>交通法第97条</u>	1			試験を公安委
		第1項第2号				員会が提供す
		<u>バー (パー)</u> に掲げる事項				る自動車を使
		<u>について行う</u>				用して受ける
		<u> </u> <u>試験</u> を公安委				場合にあって
		員会が提供す				湖日にありて は、 <u>3,300円</u>)
		員会が提供する自動車を使				(2, <u>3, 300 1</u>)
		用して受ける				
		場合にあって				
		は、 <u>3,350円</u>)				
	道路交通法	<u>1,750円</u>			道路交通法	<u>1,850円</u>
種運転免許				種運転免許		
(大型特殊	第1項第2			(大型特殊	第1項第2	
自動車免	号に該当し			自動車免	号に該当し	
許、大型自	て同項の規			許、大型自	て同項の規	
動二輪車免	定の適用を			動二輪車免	定の適用を	
許、普通自	受ける場合			許、普通自	受ける場合	
動二輪車免	道路交通法	<u>1,900円</u> (道路		動二輪車免	道路交通法	<u>1,950円</u> (道路
許又はけん	第97条の2	交通法施行令		許又はけん	第97条の2	交通法施行令
引免許をい	第1項第3	第33条の6の		引免許をい	第1項第3	第33条の6の
う。以下同	号又は第5	2 第 6 号に掲		う。以下同	号又は第5	2 第 6 号に掲
じ。)又は	号に該当し	げるやむを得		じ。)又は	号に該当し	げるやむを得
大型特殊自	て同項の規	ない理由のた		大型特殊自	て同項の規	ない理由のた
動車第二種		め運転免許証		動車第二種		め運転免許証
免許若しく		の更新を受け		免許若しく		 等の更新を受
はけん引第		ることができ		はけん引第		けることがで
二種免許に		なかった者に		二種免許に		きなかった者
係る試験		対する試験に		係る試験		に対する試験
		あっては、 <u>800</u>				にあっては、
L	1	<u></u>	4 1	L	1	1 - 02 2 (10)

		円)
	道路交通法	
	第97条の2	交通法第97条
	第1項の規	第1項第2号
	定の適用を	に掲げる事項
	受けない場	について行う
	合	<u>試験</u> を公安委
		員会が提供す
		る自動車を使
		用して受ける
		場合にあって
		は、 <u>4,050円</u>)
ニ 小型特殊	道路交通法	1,900円(道路
自動車免許	第97条の2	交通法施行令
又は原動機	第1項の規	第33条の6の
付自転車免	定の適用を	2 第 6 号に掲
許に係る試	受ける場合	げるやむを得
験		ない理由のた
		め <u>運転免許証</u>
		の更新を受け
		ることができ
		なかった者に
		対する試験に
		あっては、 <u>800</u>
		<u>円</u>)
	道路交通法	<u>1,500円</u>
	第97条の2	
	第1項の規	
	定の適用を	
	受けない場	
	合	
ホ 大型自動	道路交通法	<u>1,700円</u>
車第二種免	第97条の2	
許、中型自	第1項第2	
動車第二種	号に該当し	
免許又は普	て同項の規	
	定の適用を	
	受ける場合	ļ]
係る試験	道路交通法	<u>1,900円</u> (道路
	第97条の2	交通法施行令
	第1項第3	第33条の6の
	号又は第5	2 第 6 号に掲
	号に該当し	げるやむを得
	て同項の規	ない理由のた

		750円)
	道路交通法	<u>2,800</u> 円(技能
	道山久巡囚 第97条の2	<u>に,000月1(仮紀</u> 試験を公安委
	第1項の規	<u> </u>
	第1項の焼 定の適用を	員会が提供する自動車を使
	定い過用を 受けない場	る日動単を使 用して受ける
		用して受ける場合にあって
	合	
		は、 <u>4,550円</u>)
一小刑性研	道路交通法	1 050円 () 学政
		<u>1,950円</u> (道路 京译法哲怎么
	第97条の2 第1項の担	交通法施行令
	第1項の規	第33条の6の 9第6号に埋
	定の適用を	 2第6号に掲 ばるのたた
	受ける場合	げるやむを得
験		ない理由のた
		め <u>運転免許証</u>
		<u>等</u> の更新を受
		けることがで
		きなかった者
		に対する試験
		にあっては、
		<u>750円</u>)
	道路交通法	<u>1,600円</u>
	第97条の2	
	第1項の規	
	定の適用を	
	受けない場	
. I		
ホ 大型自動	道路交通法	<u>1,800円</u>
車第二種免	第97条の2	
許、中型自	第1項第2	
動車第二種	号に該当し	
免許又は普		
通自動車第	定の適用を	
二種免許に	受ける場合	ļ
係る試験	道路交通法	<u>1,950円</u> (道路
	第97条の2	交通法施行令
	第1項第3	第33条の6の
	号又は第 5	2 第 6 号に掲
	号に該当し	げるやむを得
	て同項の規	ない理由のた

	1	
	定の適用を	め <u>運転免許証</u>
	受ける場合	の更新を受け
		ることができ
		なかった者に
		対する試験に
		あっては、800
		円)
	道路交通法	4,800円(道路
		交通法第97条
		<u>第1項第2号</u>
		に掲げる事項
		<u>について行う</u>
	合	試験を公安委
		員会が提供す
		る自動車を使
		用して受ける
		場合にあって
		は、 <u>7,650円</u>)
へ 仮運転免	道路交通法	<u>1,700円</u>
許に係る試	第97条の2	
験	第1項第2	
	号に該当し	
	て同項の規	
	定の適用を	
	受ける場合	
	道路交通法	1,550円
	第97条の2	
	第1項第4	
	号に該当し	
	て同項の規	
	この適用を	
	足い過用を 受ける場合	
		2 000 () 送 吸
		2,900円(道路 六通法第07条
		<u>交通法第97条</u>
		<u>第1項第2号</u>
		<u>について行う</u>
	合	試験を公安委
		員会が提供す
		る自動車を使
		用して受ける
		場合にあって
		は、 <u>4,350円</u>)
(1)の2	▪ 道路交検査手	「 <u>は、」,000</u> 「」) 「数 次の表の

	第97条の2 第1項の規	め <u>運転免許証</u> のこかすここで すなかすって ためすって (<u>大500円</u> (<u>大</u> (<u>大600円</u> (<u>大</u>
 へ 仮運転免 許に係る試 験 	第号て定受道第号て定受道第号て定受道第号で定受通第号で定つけ路号号に同のけ路97条項該項適る交条項該項適るが発すがの用場通の用場のの前場ののののののののののののののののののののののののののののの	<u>1,800円</u> <u>1,650円</u>
(1)の2 前	第97条の2 第1項の規 定けない場 合	 2,950円(技能 試験を公安委員会が提供するりまででは、 4,700円) 5数次の表の

項の規定による げる区分 項の規定による げる 検査(以下この に応じ、そ 検査(以下この に応 号において「検 れぞれ同 号において「検 れぞ 査」という。) 表の右欄 査」という。) 表の	(公安 提供 車を 受け
検査(以下このに応じ、そ号において「検れぞれ同査」という。)表の右欄を受けようとすに定めるる者額区分金額イ 大型自動車仮運転免3,900円イ 大型自動車仮運転委員会が提供免許又は準中型自動車する自動車を仮運転免許を受けてい使用して受ける者る場合にあっては、6,400円)ては、6,400円)	じ、 そ 同 欄 る () 提 車 受 け を け
号において「検れぞれ同号において「検れぞ査」という。)表の右欄査」という。)表のを受けようとすに定めるを受けようとすに定る者額る者額区分金額区分金額イ大型自動車仮運転免3,900円(公安許、中型自動車仮運転委員会が提供方大型自動車仮運転免免許又は準中型自動車する自動車を使用して受ける者に対する検査る者広場合にあっては、6,400円)る者に対する検査る場合に	れ右める(とした)の「「」(としていた」の「「」(していた」)の「」(していた」では、「」(していた」では、「」(していた」では、「」(していた」では、「」)の「「」(していた」では、「」)の「」の「
査」という。) 表の右欄 査」という。) 表の を受けようとす に定める を受けようとす に定める る者 額 る者 額 区分 金額 区分 金額 イ 大型自動車仮運転名 3,900円 (公安 許、中型自動車仮運転 委員会が提供 イ 大型自動車仮運転 3,950円 方許又は準中型自動車 する自動車を 仮運転免許を受けてい 使用して受け る者に対する検査 る場合にあっ ては、6,400円) ては、6,400円) ては、6,400円) ては、6,400円) 本部	右欄る(提車受けをけ
を受けようとす に定める る者 額 区分 金額 イ 大型自動車仮運転免 3,900円 方 金額 イ 大型自動車仮運転 委員会が提供 免許又は準中型自動車 する自動車を 仮運転免許を受けてい 使用して受け る者 る者 変換合にあっ ては、6,400円)	woo (公供 を け
る者 額 る者 額 区分 金額 区分 金額 イ 大型自動車仮運転名 3,900円 (公安 許、中型自動車仮運転 委員会が提供 イ 大型自動車仮運転名 免許又は準中型自動車 する自動車を 仮運転免許を受けてい 後用して受け る者 額 区分 金額 イ 大型自動車仮運転 委員会が提供 1 大型自動車仮運転 3,950円 許、中型自動車 する自動車を 6許又は準中型自動車 する自動 仮運転免許を受けてい 使用して受け る者に対する検査 る場合に ては、6,400円) ては、6,400円) ては、6,400円	〔 (公安 提供 を け
区分金額イ 大型自動車仮運転免3,900円(公安許、中型自動車仮運転委員会が提供免許又は準中型自動車する自動車を仮運転免許を受けてい使用して受ける者に対する検査る場合にあっては、6,400円)ては、6,400円	(公安 提供 車を 受け
イ大型自動車仮運転免3,900円(公安許、中型自動車仮運転委員会が提供イ大型自動車仮運転免免許又は準中型自動車する自動車をの免許又は準中型自動車する自動仮運転免許を受けてい使用して受ける場合にあっる場合にあっる場合にては、6,400円)ては、6,400円ては、6,400円ては、6,400円	(公安 提供 車を 受け
 許、中型自動車仮運転 委員会が提供 免許又は準中型自動車 する自動車を 仮運転免許を受けてい 使用して受け る者に対する検査 ては、6,400円) 	提供 車を 受け
免許又は準中型自動車する自動車を 仮運転免許を受けてい免許又は準中型自動車する自動 仮運転免許を受けている者に対する検査る場合にあっ ては、6,400円)る許又は準中型自動車する自動 の の る者に対する検査	車を 受け
仮運転免許を受けてい 使用して受け る者に対する検査 る場合にあっ ては、 <u>6,400円</u>) 仮運転免許を受けてい 使用して ては、 <u>6,400円</u>)	受け
る者に対する検査 る場合にあっ る者に対する検査 る場合に ては、 <u>6,400円</u>) ては、 <u>6,400円</u>)	
ては、 <u>6,400円</u>) ては、 <u>6,</u>	めつ
許を受けている者に対 委員会が提供 おを受けている者に対 委員会が	
する検査 する自動車を する検査 する自動	
使用して受けします。使用して	
る場合にあっる場合に	
ては、4,550円) ては、4,	
(2) 道路交通法再試験手次の表の (2) 道路交通法再試験手次の表の	
	い。
	区分
	に、そ
	.し、 れ同
	右欄
	める
額	
区分 金額 区分 金額	
イ 準中型自動車免許 1,900円(道路交 イ 準中型自動車免許 2,050円(
に係る再試験 通法第100条の に係る再試験 通法第100	
2 第 2 項に規定 2 第 2 項に	
する準中型自動しまする準中型	
車の運転につい	
て必要な技能にして必要な技	
ついて行う試験していて行う	
を公安委員会がしたことを公安委員	
提供する自動車	
を使用して受けします。を使用して	
る場合にあってしくる場合にあ	
は、 <u>4,400円</u>) は、 <u>5,050</u>	
ロ 普通自動車免許に 1,750円(道路交 ロ 普通自動車免許に 1,950円(
係る再試験 通法第100条の 係る再試験 通法第100	
	ホッノ

	,			
	する普通自動車			する普通自動車
	の運転について			の運転について
	必要な技能につ			必要な技能につ
	いて行う試験を			いて行う試験を
	公安委員会が提			公安委員会が提
	供する自動車を			供する自動車を
	使用して受ける			使用して受ける
	場合にあって			場合にあって
	は、 <u>2,550円</u>)			は、2,750円)
ハ 大型自動二輪車免	1,650円(道路交		、 大型自動二輪車免	1,800円(道路交
	通法第100条の		許又は普通自動二輪	通法第100条の
車免許に係る再試験	2第2項に規定		車免許に係る再試験	2第2項に規定
	する大型自動二			する大型自動二
	輪車又は普通自			輪車又は普通自
	動二輪車の運転			動二輪車の運転
	について必要な			について必要な
	技能について行			技能について行
	う試験を公安委			う試験を公安委
	員会が提供する			員会が提供する
	自動車を使用し			自動車を使用し
	て受ける場合に			て受ける場合に
	あっては、 <u>3,100</u>			あっては、 <u>3,550</u>
	円)			円)
ニ 原動機付自転車免	1,000円		二 原動機付自転車免	1,100円
許に係る再試験	<u></u>		許に係る再試験	<u></u>
	「証交 次の表の			▲ 午証交 次の表の
第92条第1項の付手			法第92条第1項付票	
<u>規定</u> による運転	げる区分		スは第95条の2	げる区分
免許証の交付を	に応じ、そ		<u>(低)</u> 第11項の規定に	に応じ、そ
受けようとする	れぞれ同		<u> </u>	れぞれ同
者	表の右欄		の交付を受けよ	表の右欄
H	に定める		うとする者	に定める
	額		, с, ун	額
区分	金額	Г	区分	金額
	<u>业</u> 。 1,700円(道路交		<u>「第道路交道路交</u>	<u>业</u> 戦 2,100円(日を同
一種 令第33条の6の			<u>一種</u> 通法第 通法施	<u>2,100円(日空雨</u> じくして第一種
■ 運転 2 第6 号に掲げ			<u>運転</u> 92条第 行令第	運転免許又は第
<u> 全部</u> <u> 2 第0 5 に掲げ</u> 免許 るやむを得ない			<u> 全報</u> <u> 免許</u> <u> 1項の</u> <u> 33条の</u>	二種運転免許の
<u> 又は</u> 理由のため運転			<u> 又は</u> 規定に 6の2	うち2以上の種
<u> </u>			<u>第二 よる交 第6号</u>	<u>類の免許を受け</u>
<u>新三</u> <u>発生</u> 受けることがで			<u>新三</u> <u>種運</u> 付を受 に掲げ	る者(以下「複
<u> 軽免</u> きなかった者で			転免 ける場 るやむ	数免許取得者」
<u> </u>			<u> 新に</u> 合 を得な	という。)に対
<u>所に</u> <u>係る</u> 通法第97の2第			<u>所に</u> <u>係る</u> い理由	する交付にあっ
	ロエフスマイ ノビオンリビヨー	1 1		

r	1	1 I				
<u>運転</u> 1項第3号に該	に係る運転免許		運転	T_	つため	ては、1,900円
 <u>免許</u> 当して同項の規	証の交付に代え		免許	泪	重転免	に、与える免許
<u>証</u> 定の適用を受け	る場合にあって		<u>証</u>	<u>1</u>	<u> 新証等</u>	<u>1 種類ごとに</u>
たものに交付す	は、1,700円に、			T,)更新	200円を加えた
る場合	当該他の種類の					額)
	運転免許に係る			7	<u>らこと</u>	
	事項を記載する			カ	ゞでき	
	<u>ごとに200円を</u>				なかっ	
	加えた額)			た	<u>- 者で</u>	
				お	うって、	
					<u> 首路交</u>	
				i	<u> 通法第</u>	
				9'	7条の	
					2第1	
				Ţ	頁 <u>第 3</u>	
				垕	みに該	
					自して	
				同	同項の	
				扶	見定の	
					囿用を	
				E R	<u> そけた</u>	
				Ę.	5の(以	
					「特定	
				ii 1	<u> 式験免</u>	
				防	除者」と	
					いう。)	
				<u>[</u> [<u> - 交付</u>	
				す	-る場	
				Ê		
上記以外の者に	2,050円(道路交				<u>:記以</u>	2,350円(複数免
交付する場合	通法第92条第1			夕	▶の者	許取得者に対す
	項後段の規定に					る交付にあって
	より、一の種類			す	-る場	は、2,150円に、
	の運転免許に係			Ê	Ì	与える免許1種
	る運転免許証に					類ごとに200円
	他の種類の運転					<u>を加えた額)</u>
	免許に係る事項					
	を記載してその			道路交通注	生 筆 05	2,550円
						<u>2,000 []</u>
	種類の運転免許			条の2第1	11項の	
	に係る運転免許			規定による	<u>る交付</u>	
	証の交付に代え			を受ける		
				C X17 23	<u>/// LI_</u>	
	る場合にあって					
	は、2,050円に、					
	当該他の種類の					

	<u>運転免許に 事項を記載 ごとに200</u> 加えた額)	<u> 対る</u> 円を
ロ 仮運転免許に係る	1,	150円
運転免許証		
(4) 道路交通法免許	:証再 次の	表の
第94条第2項の交付	手数 左欄	に掲
規定による運転料	げる	区分
免許証の再交付	に応	じ、そ
を受けようとす	れぞ	れ同
る者	表の	右欄
	に定	める
	額	
区分		金額
イ 第一種運転免許又は	第二種 2,	250円
運転免許に係る運転免	許証	
ロ 仮運転免許に係る運	転免許 1,	150円
証		
—略—		

<u>ロ</u> 仮運転免許に係る		<u>1,100円</u>
運転免許証		
(4) 道路交通法免許証再	次	 の表の
第94条第2項の交付手数		
規定による運転料		る区分
免許証の再交付		応じ、そ
を受けようとす		ぞれ同
る者	表	の右欄
	に	定める
	額	į
区分		金額
イ 第一種運転免許又は第二種	重	2,600円
運転免許に係る運転免許証		
ロ 仮運転免許に係る運転免許	許	<u>1,050円</u>
証		
一略一		
<u>(4)の2 道路交</u> <u>特定免許</u>	次	の表の
<u>通法第95条の2</u> 情報記録	左	欄に掲
<u>第3項の規定に</u> 手数料	げ	る区分
よる特定免許情	に	応じ、そ
報の記録又は同	n	ぞれ同
法第95条の3の		の右欄
規定により読み		.定める
<u> 替えて適用され</u>	額	<u>į</u>
る同法第92条第		
<u>2項の規定若し</u>		
<u>くは同法第106</u>		
<u>条の4第2項の</u> 出会によるまた		
<u>規定による免許</u>		
<u>情報記録の書換</u> ふた巫はトミト		
<u>えを受けようと</u> ナス老		
<u>する者</u>	^	佐石
区分	步	額

	-		
イ道	道路交	特定試	1,350円(複数免
路交	通法第	験免除	許取得者に係る
	95条の	者に係	記録にあって
	2第6	る記録	は、1,150円に、
	<u>項の規</u> <u> </u> 一 、	<u>の場合</u>	与える免許1種
<u>2第</u>	<u>定によ</u>		<u>類ごとに200円</u>
<u>3項</u>	る申出		を加えた額)
<u>の規</u>	をする	上記以	1,550円(複数免
<u>定に</u>	場合	外の者	許取得者に係る
よる		に係る	記録にあって
特定		記録の	は、1,350円に、
免許		場合	与える免許1種
情報			類ごとに200円
<u>市報</u> の記			
		✓ \L. http://www.	<u>を加えた額)</u>
<u> </u>	道路交通		<u>800円</u>
	<u>101条の</u>	4の2	
	第2項の	⊃規定に	
	よる申告	出(以下	
	「更新問	<u> 持不交付</u>	
	申出」と	:いう。)	
	をする場	易合	
			1,500円(道路交
			<u>通法第92条第1</u>
			項、第95条の2
	及び更新	所時不交	<u>第11項若しくは</u>
	付申出0	<u>ついずれ</u>	第101条の4の
	をもしな	い場合	2 第1項の規定
			による運転免許
			証(仮運転免許
			に係るものを除
			く。)の交付又
			は同法第94条第
			<u>2</u> 項の規定によ
			る運転免許証
			(仮運転免許に
			係るものを除
			く。)の再交付
			と同時に記録を
			受ける場合にあ
			っては、100円)
口道	運転免診	午証(仮	100円
<u>路交</u>	運転免許		
<u>通法</u>	<u>単転りに</u> ものを隊		
<u>第95</u>			
	以い担節	各交通法	

条の 3の 見に 規定する免 に り方案の2第4 項に 規定する免 項に 見定 する名 する者に ふ する者に で する者に に の者に る 書 第2条 2 の 度 現 又回定 は 法 2 2 の 度 規 又回定 度 第 項 規 又回第 項 見 に る 書 換 之条の の 方 定 よ 之 第 第 項 規 に る 書 点 と に る 書 点 と に る 書 点 し 名 書 点 と う 表 も も し く 第 の 名 書 し も る 書 点 と し 名 書 し も も し く も も し く し く し く し く し く し も し し し も し し し も し <th>1,550円(複数免 許取得者に係る 書換えにあって は、1,350円に、 与える免許1種 類ごとに200円 を加えた額)</th>	1,550円(複数免 許取得者に係る 書換えにあって は、1,350円に、 与える免許1種 類ごとに200円 を加えた額)
	<u> 午証等 次の表の</u>
第101条第1項 <u>更</u> 業	
又は第101条の <u>料</u> 2第1項の規定	<u>げる区分</u> <u>に応じ、そ</u>
こよる運転免許	<u>に応し、に</u> れぞれ同
証等の更新を受	表の右欄
<u> </u>	<u>表の右禰</u> に定める
1)6/2/01	<u>他走动。</u> 額
区分	金額
<u>ー 一</u> イ 運転免許 道路交通法	
証の有効期 第101条の	
間の更新 の2第15	
 (同時に免 の規定に。	_
許情報記録 る経由地2	
(道路交通安委員会を	2 7
法第95条の経由して行	<u>ī</u>
2第2項第 う更新申言	<u>青</u>
<u>1号に規定</u> 書の提出(以
<u>する免許情</u> 下この表し	<u> </u>

第101条第1項 <u>新手数料</u>	
又は第101条の	
2 第 1 項の規定	
による <u>運転免許</u>	
<u>証の有効期間</u> の	
更新を受けよう	
とする者	

報記録をい	おいて「経由	
う。以下同	申請」とい	
<u>じ。)の有</u>	う。)をする	
効期間の更		
新を受ける	更新時不交	1,300円
<u>場合</u> を除	付申出をす	<u></u>
<u><</u> ,)	<u>に一日で</u> る場合(経由	
	<u>も 場 に 相 請 を す る</u>	
	<u>場合を除</u> ィーン	
		0.050
	<u>経由申請及</u>	<u>2,850円</u>
	び更新時不	
	交付申出の	
	いずれをも	
	しない場合	
口 免許情報	経由申請を	<u>1,000円</u>
<u>記録の有効</u>	する場合で	
期間の更新	あって、道路	
(同時に運	交通法第101	
転免許証の	条の2の2	
有効期間の	第3項の規	
更新を受け	定による申	
る場合を除	出(以下「経	
<u><</u> .)	由地書換申	
	出」という。)	
	をするとき	
	<u></u> 経由申請を	1,950円
	<u>柱田中間で</u> する場合で	<u>1,000[]</u>
	<u>, る 湯 日 て</u> あって、経由	
	地書換申出	
	<u>をしないと</u>	
	<u>き</u>	
	経由申請を	<u>2,100円</u>
	しない場合	
	経由申請を	<u>2,500円</u>
	する場合で	
<u>間の更新及</u>	あって、経由	
び免許情報	地書換申出	
記録の有効	をするとき	
<u>期間の更新</u>	経由申請を	<u>2,850円</u>
	する場合で	
	あって、経由	
	地書換申出	
	をしないと	
L		

			き	
			経由申請を	2,950円
			しない場合	
(5)の2 道路交免許証経	2.550円	(5)の2	<u></u> 削除	J
<u>通法第101条の</u> 由更新手	<u>,, _</u>	(0) (0) 1	111/1/	
<u>2の2第1項の数料</u>				
<u> </u>				
免許証の有効期				
<u>間の更新を受け</u>				
<u>ようとする者</u>				
(5)の3 道路交経由手数	550円	(5)の3	道路交 経由手	数 次の表の
通法第101条の料	<u> </u>		2400 料	<u> 左欄に掲</u>
2の2第1項の		2の2第		<u>- げる区分</u>
規定による運転		規定によ		<u>- に応じ、そ</u>
免許証の有効期		免許証等		<u></u> れぞれ同
間の更新の申請		<u></u> の申請を		表の右欄
をしようとする		とする者		<u>、</u> に定める
者				<u>(一)といい</u> 額
			区分	金額
		イ 経由地書	 換申出をする	
			換申出をしな	
		合		
(5)の4 一略一		(5)の4	—略—	
(5)の5 道路交運転技能	3,550円	(5)の5	道路交 運転技	t能 <u>3,650円</u>
通法第97条の2検査手数		通法第97	条の2 検査手	数
第1項第3号イ料		第1項第	3 号イ 料	
若しくはハ又は		若しくは	ハ又は	
第101条の4第		第101条0	〇4 第	
3項の規定によ		3項の規	定によ	
る運転技能検査		る運転技	能検査	
を受けようとす		を受けよ	うとす	
る者		る者		
(6) 道路交通法審查手数	1,400円	(6) 道路	交通法 審査手	数 <u>1,350円</u>
第91条又は第91料	<u>(道路交</u>	第91条又	は第91 料	<u>(</u> 公安委
条の2第2項の	<u> 通法第112</u>	条の2第	2項の	員会が提
規定により運転	条第1項	規定によ	り運転	供する自
することができ	<u>第6号の</u>	すること	ができ	動車を使
る自動車及び一	<u>審査を</u> 公	る自動車	及び一	用して受
般原動機付自転	安委員会	般原動機	付自転	ける場合
車の種類を限定	が提供す	車の種類	を限定	にあって
された者で、そ	る自動車	された者	で、そ	は、 <u>3,100</u>
の限定の全部又	を使用し	の限定の	全部又	<u>円</u>)
は一部の解除を	て受ける	は一部の	解除を	
受けるため、公	場合にあ	受けるた	め、公	

	会の審査		ては、
	ようとす	2,8	<u>350円</u>)
るもの			
(7) —₿			
	路交通法技能検定		
	の2第4員審査手	左柞	闌に掲
項第1	号イの規数料	げる	る区分
定による	る審査	に	むじ、そ
(以下	「技能検	れ-	ぞれ同
定員審査	査」とい	表の	の右欄
う。)そ	を受けよ	に	主める
うとす	る者	額	
	区分		金額
イ 大型自動	動車免許、中型自動	23	3,400円
車免許又に	は準中型自動車免		
許に係る	技能検定員審査		
口 普通自算	動車免許に係る技	19	9,500円
能検定員等	審査		
ハ 特定第-	一種運転免許に係	14	4,700円
る技能検知	定員審査		
ニ 大型自動	動車第二種免許、中	21	1,500円
型自動車賃	第二種免許又は普		
通自動車領	第二種免許に係る		
技能検定	員審査で、これらの		
免許に対応	芯する第一種運転		
免許に係	る技能検定員資格		
者証の交付	付を受けている者		
に対する	もの(以下「大型自		
	重免許等に係る技		
能検定員等	審査」という。)		
備考 一略·			
第8号の			
			技能検
			定員審
			~ 查手数
審査細目	区分		上 」 <u></u> 外の額
			から減
			ずる額
イ 技能検		1 开川	<u>4,000</u>
	八空日動車免許、中 自動車免許又は準中		<u>4,000</u> 円
	日動単先計又は単う 型自動車免許に係る		<u>1</u>]
	至日動単免計に係 <i>。</i> 技能検定員審査	2	
		Ŧ	0 550
埋虹抆肥	普通自動車免許に作	术	<u>3, 550</u>
	る技能検定員審査		<u>円</u>

	会の審査		
を受け。	ようとす		
るもの			
(7) — ⊯	各—		
(8) 道路	各交通法 技能検定	次の	の表の
第99条の	ひ2第4 員審査手	左柞	闌に掲
項第14	号イの規 数料	げる	る区分
定による	る審査	に	むじ、そ
(以下	「技能検	れ	ぞれ同
定員審查	査」とい	表の	の右欄
う。)を	を受けよ	に	定める
うとする	る者	額	
	区分		金額
イ 大型自動	動車免許、中型自動	23	3,750円
車免許又に	は準中型自動車免		
許に係る打	支能検定員審査		
口 普通自動	動車免許に係る技	19	9,800円
能検定員額	審査		
ハ 特定第-	ー種運転免許に係	14	4,450円
る技能検知	官員審査		
ニ 大型自動	動車第二種免許、中	22	2,200円
型自動車第	第二種免許又は普		
通自動車第	第二種免許に係る		
技能検定員	員審査で、これらの		
免許に対応	むする第一種運転		
免許に係る	る技能検定員資格		
者証の交付	寸を受けている者		
に対する	もの(以下「大型自		
動車第二種	重免許等に係る技		
能検定員額	審査」という。)		
備考 一略-			
第8号の	表の付表		
			技能検
			定員審
			查手数
審查細目	区分		料の額
			から減
			ずる額
イ 技能検	大型自動車免許、中	□型	3,800
	自動車免許又は準		<u>0,000</u> 円
	型自動車免許に係り		
	生日勤単元前には、 技能検定員審査	L.	
	改能視足貢番重 普通自動車免許に	系	3,650
	る技能検定員審査	시기	<u>3,050</u> 円
L	可又比快化只借且		<u> </u>

b		
	特定第一種運転免許	<u>1, 250</u>
	に係る技能検定員審	円
	查	
	大型自動車第二種免	<u>4, 250</u>
	許等に係る技能検定	<u>円</u>
	員審査	
口 自動車	大型自動車免許、中型	<u>6, 700</u>
の運転技	自動車免許又は準中	<u>円</u>
能に関す	型自動車免許に係る	
る観察及	技能検定員審査	
び採点の	普通自動車免許に係	<u>6,100</u>
技能	る技能検定員審査	円
	特定第一種運転免許	<u>2, 100</u>
	に係る技能検定員審	円
	查	
	大型自動車第二種免	<u>7,400</u>
	許等に係る技能検定	<u>円</u>
	員審査	
ハ及びニ	-略-	-略-
一略一		
ホ 技能検	大型自動車免許、中型	<u>2, 350</u>
定の実施	自動車免許又は準中	<u>円</u>
に関する	型自動車免許に係る	
知識	技能検定員審査	
	普通自動車免許に係	<u>1, 900</u>
	る技能検定員審査	円
	特定第一種運転免許	2,650
	に係る技能検定員審	円
	查	
へ 自動車	-略-	-略-
の運転技	普通自動車免許に係	<u>2, 050</u>
能の評価	る技能検定員審査	円
方法に関	特定第一種運転免許	2,550
する知識	に係る技能検定員審	<u>円</u>
	查	
	大型自動車第二種免	3,700
	許等に係る技能検定	円
	許等に係る技能検定 員審査	<u>円</u>
ト 道路運		
	員審査	
	員審査 大型自動車第二種免 許等に係る技能検定	2, 550
送法(昭	員審査 大型自動車第二種免 許等に係る技能検定	2, 550
送法(昭 和26年法	員審査 大型自動車第二種免 許等に係る技能検定	2, 550

b		
	特定第一種運転免許	<u>1,200</u>
	に係る技能検定員審	円
	查	
	大型自動車第二種免	<u>4, 450</u>
	許等に係る技能検定	円
	員審査	
口 自動車	大型自動車免許、中型	<u>6,350</u>
の運転技	自動車免許又は準中	円
能に関す	型自動車免許に係る	
る観察及	技能検定員審査	
び採点の	普通自動車免許に係	<u>6, 250</u>
技能	る技能検定員審査	<u>円</u>
	特定第一種運転免許	<u>1,900</u>
	に係る技能検定員審	円
	查	
	大型自動車第二種免	<u>7,750</u>
	許等に係る技能検定	<u>円</u>
	員審査	
ハ及びニ	—略—	一略一
一略一		
ホ 技能検	大型自動車免許、中型	<u>2,600</u>
定の実施	自動車免許又は準中	円
に関する	型自動車免許に係る	
知識	技能検定員審査	
	普通自動車免許に係	<u>1, 850</u>
	る技能検定員審査	<u>円</u>
	特定第一種運転免許	<u>2, 550</u>
	に係る技能検定員審	<u>円</u>
	查	
へ 自動車	-略-	一略一
の運転技	普通自動車免許に係	<u>2,000</u>
能の評価	る技能検定員審査	<u>円</u>
方法に関	特定第一種運転免許	<u>2, 400</u>
する知識	に係る技能検定員審	円
	查	
	大型自動車第二種免	<u>3, 750</u>
	許等に係る技能検定	円
	許等に係る技能検定 員審査	<u>円</u>
ト 道路運		
	員審査	
	員審查 大型自動車第二種免	2,600
送法(昭	員審査 大型自動車第二種免 許等に係る技能検定	2,600
送法(昭 和26年法	員審査 大型自動車第二種免 許等に係る技能検定	2,600

に 規定す る旅客自 動車運送 事動取び 自動代で 部の 適関行業 の 適関第2条 第1定する 自転代でる法 2条 第1定する 自転代する 注令にの知 識 備考 1 技能検定員審査を受けようとす る者がイの項及びロの項の左欄に 掲げる審査細目についての審査の いずれをも免除される者である場
 動車運送 事業及び 自動車運 転代行業 の業務の 適正化に 関する法 律第2条 第1項に 規定する 自動車運 転代行業 に関する 法令についての知 識 備考 1 技能検定員審査を受けようとする者がイの項及びロの項の左欄に 掲げる審査細目についての審査の
事業及び 自動車運 転代行業 の業務の 適正化に 関する法 律第2条 第1項に 規定する 自動車運 転代行業 に関する 旅令につ いての知 職 備考 1 技能検定員審査を受けようとす 高者がイの項及びロの項の左欄に 掲げる審査細目についての審査の
自動車運 転代行業 の業務の 適正化に 関する法 律第2条 第1項に 規定する 自動車運 転代行業 に関する 法令につ いての知 識
 転代行業 の業務の 適正化に 関する法 律第2条 第1項に 規定する 自動車運 転代行業 に関する 法令につ いての知 職 備考 1 技能検定員審査を受けようとす。 る者がイの項及びロの項の左欄に 掲げる審査細目についての審査の
の業務の 適正化に 関する法 律第2条 第1項に 規定する 自動車運 転代行業 に関する 法令につ いての知 識
適正化に 関する法 律第2条 第1項に 規定する 自動車運 転代行業 に関する 渋令につ いての知 職 備考 1 1 技能検定員審査を受けようとす る者がイの項及びロの項の左欄に 掲げる審査細目についての審査の
関する法 律第2条 第1項に 規定する 自動車運 転代行業 に関する 法令につ いての知 識 備考 1 技能検定員審査を受けようとす る者がイの項及びロの項の左欄に 掲げる審査細目についての審査の
律第2条 第1項に 規定する 自動車運 転代行業 に関する 法令につ いての知 職 備考 1 技能検定員審査を受けようとす る者がイの項及びロの項の左欄に 掲げる審査細目についての審査の
 第1項に 規定する 自動車運 転代行業 に関する 法令につ いての知 識 備考 1 技能検定員審査を受けようとす る者がイの項及びロの項の左欄に 掲げる審査細目についての審査の
規定する 自動車運 転代行業 に関する 法令につ いての知 識
自動車運 転代行業 に関する 法令につ いての知 識 備考 1 技能検定員審査を受けようとす る者がイの項及びロの項の左欄に 掲げる審査細目についての審査の
自動車運 転代行業 に関する 法令につ いての知 識 備考 1 技能検定員審査を受けようとす る者がイの項及びロの項の左欄に 掲げる審査細目についての審査の
に関する 法令につ いての知 識 備考 1 技能検定員審査を受けようとす る者がイの項及びロの項の左欄に 掲げる審査細目についての審査の
に関する 法令につ いての知 識 備考 1 技能検定員審査を受けようとす る者がイの項及びロの項の左欄に 掲げる審査細目についての審査の
 法令についての知識 備考 1 技能検定員審査を受けようとする者がイの項及びロの項の左欄に掲げる審査細目についての審査の
 いての知 識 備考 1 技能検定員審査を受けようとす る者がイの項及びロの項の左欄に 掲げる審査細目についての審査の
識 備考 1 技能検定員審査を受けようとす る者がイの項及びロの項の左欄に 掲げる審査細目についての審査の
 備考 技能検定員審査を受けようとす る者がイの項及びロの項の左欄に 掲げる審査細目についての審査の
 1 技能検定員審査を受けようとす る者がイの項及びロの項の左欄に 掲げる審査細目についての審査の
る者がイの項及びロの項の左欄に 掲げる審査細目についての審査の
掲げる審査細目についての審査の
合にあっては、イの項及びロの項
の右欄に定めるところによるほ
か、この号の表の右欄に定める額
から更に大型自動車免許、中型自
動車免許又は準中型自動車免許に
係る技能検定員審査にあっては
<u>2,350円</u> を、普通自動車免許に係る
技能検定員審査にあっては900円
を、特定第一種運転免許に係る技
能検定員審査にあっては <u>1,100円</u>
を、大型自動車第二種免許等に係
る技能検定員審査にあっては
2,900円を減ずるものとする。
2 技能検定員審査を受けようとす
る者がハの項及びニの項の左欄に
掲げる審査細目についての審査の
いずれをも免除される者である場
合にあっては、ハの項及びニの項
の右欄に定めるところによるほ
か、この号の表の右欄に定める額
から更に大型自動車免許、中型自

に規定す	
る旅客自	
動車運送	
事業及び	
自動車運	
転代行業	
の業務の	
適正化に	
関する法	
律第2条	
第1項に	
規定する	
自動車運	
転代行業	
に関する	
法令につ	
いての知	
識	
備考	

1 技能検定員審査を受けようとす る者がイの項及びロの項の左欄に 掲げる審査細目についての審査の いずれをも免除される者である場 合にあっては、イの項及びロの項 の右欄に定めるところによるほ か、この号の表の右欄に定める額 から更に大型自動車免許、中型自 動車免許又は準中型自動車免許に 係る技能検定員審査にあっては 2,950円を、普通自動車免許に係る 技能検定員審査にあっては900円 を、特定第一種運転免許に係る技 能検定員審査にあっては<u>1,350円</u> を、大型自動車第二種免許等に係 る技能検定員審査にあっては 2,900円を減ずるものとする。 2 技能検定員審査を受けようとす る者がハの項及びニの項の左欄に 掲げる審査細目についての審査の いずれをも免除される者である場 合にあっては、ハの項及びニの項 の右欄に定めるところによるほ

か、この号の表の右欄に定める額 から更に大型自動車免許、中型自

動車免許又は準中型自動	車免許に		動車的	免許又は準中型自動	山車免許 に
係る技能検定員審査にあ	っては		係る打	支能検定員審査にあ	っては
<u>500円</u> を、普通自動車免割	Fに係る技		<u>550円</u>	を、普通自動車免認	許に係る技
能検定員審査にあっては	<u>300円</u> を、		能検知	官員審査にあって に	t <u>350円</u> を、
特定第一種運転免許に係	る技能検		特定貨	第一種運転免許に係	系る技能検
定員審査にあっては <u>300</u> F	<u>円</u> を減ず		定員額	審査にあっては <u>350</u>	<u>円</u> を減ず
るものとする。			るもの	のとする。	
(9) 一略一			(9) — ₩	各—	
(10) 道路交通法教習指導	次の表の		(10) 道置	洛交通法 教習指導	次の表の
第99条の3第4員審査手	左欄に掲		第99条0	ひ3第4 員審査手	左欄に掲
項第1号イの規数料 (げる区分		項第14	寻イの規 数料	げる区分
定による審査	に応じ、そ		定による	る審査	に応じ、そ
(以下「教習指 ;	れぞれ同		(以下	「教習指	れぞれ同
導員審査」とい	表の右欄		導員審査	査」とい	表の右欄
う。)を受けよ	に定める		う。)を	を受けよ	に定める
うとする者 ギ	額		うとする	5者	額
区分	金額			区分	金額
イ 大型自動車免許、中型自動	14,550円	1	大型自動	動車免許、中型自動	<u>15,100円</u>
車免許又は準中型自動車免			車免許又に	は準中型自動車免	
許に係る教習指導員審査			許に係る素	教習指導員審査	
ロ 普通自動車免許に係る教	11,850円	П	普通自動	動車免許に係る教	12,000円
習指導員審查			習指導員領	審査	
ハ 特定第一種運転免許に係	9,650円		特定第一	ー種運転免許に係	9,950円
る教習指導員審査			る教習指導	尊員審査	
ニ 大型自動車第二種免許、中	12,450円	=	大型自動	動車第二種免許、中	12,850円
型自動車第二種免許又は普			型自動車夠	第二種免許又は普	
通自動車第二種免許に係る			通自動車夠	第二種免許に係る	
教習指導員審査で、これらの			教習指導員	員審査で、これらの	
免許に対応する第一種運転			免許に対応	芯する第一種運転	
免許に係る教習指導員資格			免許に係る	る教習指導員資格	
者証の交付を受けている者			者証の交付	寸を受けている者	
に対するもの(以下「大型自			に対する	もの(以下「大型自	
動車第二種免許等に係る教			動車第二種	重免許等に係る教	
習指導員審査」という。)			習指導員著	審査」という。)	
備考		備	考		
1及び2 一略一			1 及び2	—略—	
第10号の表の付表			第10号の表	表の付表	
	教習指				教習指
	導員審				導員審
	查手数		황 사 / ···· ···		查手数
審査細目 区分	料の額		審查細目	区分	料の額
	から減				から減
	ずる額				ずる額
イ 教習指 大型自動車免許、中	型 4,000	1	教習指	大型自動車免許、中	□型 3,800

導員とし	自動車免許又は準中	<u>円</u>
て必要な	型自動車免許に係る	
自動車の	教習指導員審查	
運転技能	普通自動車免許に係	<u>3, 550</u>
	る教習指導員審査	<u>円</u>
	特定第一種運転免許	<u>1,250</u>
	に係る教習指導員審	円
	査	
	大型自動車第二種免	<u>4, 250</u>
	許等に係る教習指導	<u>円</u>
	員審査	
口 技能教	-略-	-略-
習に必要	大型自動車第二種免	2,050
な教習の	許等に係る教習指導	円
技能	員審査	
ハ 一略一	-略-	一略一
ニ 道路交	一略一	一略一
通法第	特定第一種運転免許	<u>1, 300</u>
108条の	に係る教習指導員審	円
28第4項	査	
に規定す		
る教則の		
内容とな		
っている		
事項その		
他自動車		
の運転に		
関する知		
識		
ホ 自動車		一略一
	特定第一種運転免許	<u>1,300</u>
	に係る教習指導員審	<u>円</u>
	査	
ての知識	上刑白禹主在李中司	1 500
	大型自動車免許、中型	<u>1,500</u>
	自動車免許又は準中	<u>円</u>
	型自動車免許に係る 数羽ち道昌率本	
	教習指導員審査	mь
いての知識	— 响 —	一略一
	大型自動車第二種免	9 550
	へ空日動単 男一種兄 許等に係る 教習指導	<u>2,550</u> 円
区伍弗乙	町寺に休る教育相导	<u>H</u>
冬笠の西	吕宷本	
条第3項に規定す	員審査	

導員とし	自動車免許又は準中	<u>円</u>
て必要な	型自動車免許に係る	
自動車の	教習指導員審査	
運転技能	普通自動車免許に係	<u>3,650</u>
	る教習指導員審査	円
	特定第一種運転免許	<u>1,200</u>
	に係る教習指導員審	<u>円</u>
	查	
	大型自動車第二種免	4,450
	許等に係る教習指導	<u>円</u>
	員審査	
口 技能教	—略—	一略一
習に必要	大型自動車第二種免	2,100
な教習の	許等に係る教習指導	<u>円</u>
技能	員審査	
ハ 一略一	-略-	一略一
ニ 道路交	-略-	一略一
通法第	特定第一種運転免許	<u>1, 350</u>
108条の	に係る教習指導員審	円
28第4項	查	
に規定す		
る教則の		
内容とな		
っている		
事項その		
他自動車		
の運転に		
関する知		
識		
ホ 自動車		一略一
	特定第一種運転免許	<u>1,350</u>
関する法	に係る教習指導員審	<u>円</u>
	查	
ての知識	上町古乱士々シューエッ	1 == 2
	大型自動車免許、中型	<u>1, 550</u>
	自動車免許又は準中	<u>円</u>
	型自動車免許に係る	
	教習指導員審査	mь
いての知識	一略一	一略一
	十刑白禹古笠一種々	9 600
	大型自動車第二種免 許等に係る執羽指道	<u>2,600</u> □□
送法第2 条第3項	許等に係る教習指導 員審査	<u>円</u>
	只省互	
に規定す		

r	
る旅客自	
動車運送	
事業及び	
自動車運	
転代行業	
の業務の	
適正化に	
関する法	
律第2条	
第1項に	
規定する	
自動車運	
転代行業	
に関する	
法令につ	
いての知	
識	
備考	
1 教習指導員審査を受け	ようとす
る者がイの項及びロの項	の左欄に
掲げる審査細目について	の審査の
いずれをも免除される者	である場
合にあっては、イの項及	びロの項
の右欄に定めるところに	よるほ
か、この号の表の右欄に	定める額
から更に大型自動車免許	、中型自
動車免許又は準中型自動	車免許に
係る教習指導員審査にあ	っては
<u>2,400円</u> を、普通自動車免	許に係る
教習指導員審査にあって	は <u>900円</u>
を、特定第一種運転免許	に係る教
習指導員審査にあっては	<u>1,100円</u>
を、大型自動車第二種免	許等に係
る教習指導員審査にあっ	ては
<u>2,850円</u> を減ずるものとす	トる。
2 教習指導員審査を受け	ようとす
る者がニの項及びホの項	の左欄に
掲げる審査細目について	の審査の
いずれをも免除される者	である場
合にあっては、ニの項及	びホの項
の右欄に定めるところに	よるほ
か、この号の表の右欄に	定める額
から更に大型自動車免許	-
動車免許又は準中型自動	

る旅客自	
動車運送	
事業及び	
自動車運	
転代行業	
の業務の	
適正化に	
関する法	
律第2条	
第1項に	
規定する	
自動車運	
転代行業	
に関する	
法令につ	
いての知	
識	
備考	

1 教習指導員審査を受けようとす る者がイの項及びロの項の左欄に 掲げる審査細目についての審査の いずれをも免除される者である場 合にあっては、イの項及びロの項 の右欄に定めるところによるほ か、この号の表の右欄に定める額 から更に大型自動車免許、中型自 動車免許又は準中型自動車免許に 係る教習指導員審査にあっては 3,000円を、普通自動車免許に係る 教習指導員審査にあっては950円 を、特定第一種運転免許に係る教 習指導員審査にあっては<u>1,350円</u> を、大型自動車第二種免許等に係 る教習指導員審査にあっては <u>2,950円</u>を減ずるものとする。 2 教習指導員審査を受けようとす る者がニの項及びホの項の左欄に

る者がニの項及びホの項の左欄に 掲げる審査細目についての審査の いずれをも免除される者である場 合にあっては、ニの項及びホの項 の右欄に定めるところによるほ か、この号の表の右欄に定める額 から更に大型自動車免許、中型自 動車免許又は準中型自動車免許に

係る教習指導員審査に <u>150円を、普通自動車</u> 習指導員審査にあって 特定第一種運転免許に 導員審査にあっては <u>11</u> <u>る</u> ものとする。 (11) 道路交通法国外運転 第107条の7第免許証交 1項の規定によ付手数料 る国外運転免許 証の交付を受け ようとする者 (12) 道路交通法講習手数 第108条の2第料 1項各号に掲げ る講習を受けよ うとする者	<u>e許</u> に係る教 は150円を、 係る教習指 50円を減ず 5 <u>2,350円</u>	 係る教習指導員審 200円を、普通自動 習指導員審査にあ 特定第一種運転免 導員審査にあって ものとする。 (11) 道路交通法国外 第107条の7第免許 1項の規定によ付手 る国外運転免許 証の交付を受け ようとする者 (12) 道路交通法講習 第108条の2第料 1項各号に掲げ る講習を受けよ うとする者 	<u>か車免許</u> に係る教 っては150円を、 許に係る教習指 は <u>50円を減ずる</u> 、運転 <u>2,250円</u> 手証交
区分	金額	区分	金額
 イ 道路交通法第108条 講習 の2第1項第1号に いて 掲げる講習 □ 道路交項第2号に いて 掲げる講習 ○ 2第1 環第2号に いて 掲げる講習 ○ 2第1 環第2号に いて 掲げる講習 ○ 2第1 電影 2号に いて 108条 0 2第1 町里 自動車 載習 ① 一略 三 通路 久 担自動車 調習 108条 0 自動車単や許 2第1 頃 に 単中和型 第4号に 自動車の許習 2第1 頃 に係る可し 動車の計習 2第1 に (準中型) 第4号に (準中型) 第4号に (準中型) 第4号にに あっ通りで 一略 一路 2第1 に (本) 101 101	<u>750円</u> 1時間につ <u>2,350円</u> 一 1時間につ	 イ 道路交通法第108条 の2第1項第1号に 掲げる講習 ロ 道路交通法第108条 の2第1項第2号に 掲げる講習 ハ 一略一 ニ 道路交 大型自動車 免許、中型 108条の 自動車 久許、中型 自動車 2第1項 Z第1項 2第1項 自動車 4号に 自動車本免許 2第1項に 「本中型 自動本の計 2第1項に 「本中型 自動本のの 2第1項に、中型 自動車 次 市本中型 108条のの 2第1項 2第1項 2第1項 2第1項 2第1項 2第1項 2第1項 2第1項	いて <u>850円</u> 講習1時間につ いて <u>2,400円</u> 一略一 講習1時間につ

係る教習指導員審査にあっては					
200円	<u>200円を、普通自動車免許</u> に係る教				
習指導	習指導員審査にあっては150円を、				
特定領	特定第一種運転免許に係る教習指				
導員第	審査にあって	は <u>50円</u>]を減ずる		
もの	とする。				
(11) 道詞	铬交通法 国外	運転	2,250円		
第107条	の7第 免許	証交			
1 項の規	見定によ 付手	赵料			
る国外i	運転免許				
証の交付	寸を受け				
ようと「	する者				
(12) 道話	络交通法 講習	目手数	次の表の		
第108条	の2第 料		左欄に掲		
	号に掲げ		げる区分		
	を受けよ		に応じ、そ		
うとす			れぞれ同		
·			表の右欄		
			に定める		
			額		
X	分		金額		
	· 通法第108条				
		いて8			
掲げる講社	ц Ц				
口 道路交;	 通法第108条	講習1	時間につ		
の2第1リ	頁第2号に	いて <u>2</u> ,	400円		
掲げる講社	図				
ハ 一略一		-略-	-		
ニ 道路交	大型自動車	講習1	時間につ		
通法第	免許、中型	いて <u>4</u> ,	650円		
108条の	自動車免許				
2 第 1 項	又は準中型				
第4号に	自動車免許				
掲げる講	に係る講習				
羽	(準中型自				
	動車免許に				
	係る講習に				
	あっては、				
	普通自動車				
	免許を受け				
	ている者に				
	対するもの				
	に限る。)				
	準中型自動	講習1	時間につ		

		いて <u>3,500円</u>
	る講習(普	
	通自動車免	
	許を受けて	
	いる者に対	
	するものを	
	除く。)	
		講習1時間につ
		いて <u>2,800円</u>
	講習	
士 道敗方		講習1時間につ
		いて <u>4,150円</u>
108条の 0 第 1 西		
		講習1時間につ
		いて <u>4,000円</u>
掲げる講	係る講習	
~ 道路交	通法第108条	講習1時間につ
の2第1	項第6号に	いて <u>1,500円</u>
掲げる講	羽白	
ト 道路交	通法第108条	講習1時間につ
の2第1	項第7号に	いて <u>3,100円</u>
掲げる講		
		講習1時間につ
		いて <u>1,400円</u>
掲げる講 [:]		~ _, ~ ~ ~ + 4
		講習1時間につ
	項第9号に	
掲げる講		
	T T	護羽1時明にへ
		講習1時間につ
		いて <u>2,150円</u>
	る講習	
		講習1時間につ
		いて <u>2,050円</u>
	講習	
RK E	大型自動二	講習1時間につ
	輪車免許に	いて <u>2,700円</u>
	係る講習	
	普通自動二	講習1時間につ
	輪車免許に	いて <u>2,550円</u>
	係る講習	<u>·</u>
		講習1時間につ
		いて2,450円
	転車先前に 係る講習	(2, 100 1)
L	ドシ明白	

	車免許に係	いて <u>3,800円</u>
	る講習(普	
	通自動車免	
	許を受けて	
	いる者に対	
	するものを	
	除く。)	
	普通自動車	講習1時間につ
	免許に係る	いて <u>3,050円</u>
	講習	
ホ 道路交	大型自動二	講習1時間につ
通法第	輪車免許に	いて <u>4,300円</u>
108条の	係る講習	
2 第 1 項	普通自動二	講習1時間につ
		いて <u>4,200円</u>
掲げる講		
RK 白		
へ 道路交通	通法第108条	講習1時間につ
の2第1リ	項第6号に	いて <u>1,750円</u>
掲げる講	UX E	
ト 道路交通	通法第108条	講習1時間につ
の2第1リ	項第 7 号に	いて <u>3,200円</u>
掲げる講		
チ 道路交;	通法第108条	講習1時間につ
		いて <u>1,850円</u>
掲げる講		
リ 道路交通	通法第108条	講習1時間につ
	頁第9号に	
掲げる講		
	準中型自動	講習1時間につ
通法第	車免許に係	いて <u>2,300円</u>
108条の	る講習	
2 第 1 項	普通自動車	講習1時間につ
		いて2,150円
掲げる講	講習	
RF 白		講習1時間につ
		いて <u>2,850円</u>
	係る講習	
		講習1時間につ
		いて <u>2,700円</u>
	係る講習	<u> </u>
	原動機付自	講習1時間につ
	転車免許に	映首1 時間で いて2,550円
	係る講習	
<u> </u>	う まし	

<u>通法第</u> <u>108条の</u> <u>2第1項</u> <u>第11号に</u> <u>掲げる講</u> <u>習</u>	道第92条の2 者 講の2 る者 講習	<u>500円</u>	<u>第11号に</u>	第95 第1 の備
	第92条の2 第1項の表 の備考1の 4に規定す る違反運転 者等に対す	800円 1,350円 (国家公 安委員会規則で 定める道路交通 法施行令第33条 の7第2項の基 準に該当しない 者に対する講習 にあっては、800 円)		道第第のハる者講道第第のニる者特該転る関(国員4条路 951備に一に習路 951備に違等定当免講す平家会号第

	1	
路交	道路交通法	500円(公安委員
第	第95条の6	会の使用に係る
条の	第1項の表	電子計算機(入
1項	の備考1の	出力装置を含
号に	ロに規定す	む。以下この表
る講	る優良運転	において同じ。)
	者に対する	と講習を受ける
	講習	者の使用に係る
		電子計算機とを
		電気通信回線で
		接続した電子情
		報処理組織を使
		用する方法によ
		る講習(以下こ
		の表において
		「オンライン講
		習」という。)
		にあっては、200
		円)
	道路交通法	800円(オンライ
	第95条の6	ン講習にあって
	第1項の表	は、200円)
	の備考1の	
	ハに規定す	
	る一般運転	
	者に対する	
	講習	
	道路交通法	1,400円
	第95条の6	
	第1項の表	
	の備考1の	
	ニに規定す	
	る違反運転	
	者等のうち	
	特定基準不	
	該当者(運	
	転免許に係	
	る講習等に	
	関する規則	
	(平成6年	
	国家公安委	
	<u>国家云复复</u> 員会規則第	
	<u>4</u> 号)第8	
	<u>・ 条第1項に</u>	
		<u> </u>

ı [ווו		日ウナマガ	
					<u>規定する者</u>	
					<u>をいう。以</u>	
					下この表に	
					<u>おいて同</u>	
					じ。)でな	
					いものに対	
					<u>する講習</u>	
					いそ ロケーチ ヽマ ゝけ.	
						800円(オンライ
						<u>ン講習にあって</u>
						<u>は、200円)</u>
					の備考1の	
					<u>ニに規定す</u>	
					る違反運転	
					者等のうち	
					特定基準不	
					該当者であ	
					るものに対	
					<u>する講習</u>	
ヲ 道路交	道路交通法	6,450円		ヲ 道路交	道路交通法	6,600円
通法第	第71条の 5			通法第	第71条の 5	
108条の	第3項に規			108条の	第3項に規	
2第1項	定する普通			2第1項	定する普通	
第12号に	自動車対応			第12号に	自動車対応	
掲げる講	免許(以下			掲げる講	免許(以下	
羽	この表にお			羽	この表にお	
	いて「普通				いて「普通	
	自動車対応				自動車対応	
	免許」とい				免許」とい	
	う。)を受				う。)を受	
1 1	けている者				けている者	
	(同法第97				(同法第97	
	条の2第1				条の2第1	
	項第3号イ				項第3号イ	
	及びハに掲				及びハに掲	
	げる者並び				げる者並び	
1 1	に同法第				に同法第	
1 1	101条の4				101条の4	
	第3項の規				第3項の規	
	定の適用を				定の適用を	
	受ける者を				こい 過	
	くり る 4 そ 除く。) に				くり る 4 を 除く。) に	
	☞ヽ。) (⊂ 対する講習				除く。) に 対する講習	
1 1		2 000				2 050
1	普通自動車	<u>2,900円</u>			普通自動車	<u>2,950円</u>
	対応免許を				対応免許を	

<u>г г</u>	1	1 I	ſ			
受けている					受けている	
者(道路交					者(道路交	
通法第97条					通法第97条	
の2第1項					の2第1項	
第3号イ若					第3号イ若	
しくはハに					しくはハに	
掲げる者又					掲げる者又	
は同法第					は同法第	
101条の4					101条の4	
第3項の規					第3項の規	
定の適用を					定の適用を	
受ける者に					受ける者に	
限る。)又					限る。)又	
は第一種運					は第一種運	
転免許若し					転免許若し	
くは第二種					くは第二種	
運転免許で					運転免許で	
あって普通					あって普通	
自動車対応					自動車対応	
免許以外の					免許以外の	
もののみを					もののみを	
受けている					受けている	
者に対する					者に対する	
講習					講習	
ワ 道路交通法第108条	12,500円(当該			ワ 道路交	自動車等	12,900円
の2第1項第13号に	講習が道路交通			通法第	(運転免許	
掲げる講習	法施行規則第38			108条の	に係る講習	
	条第13項第2号				等に関する	
	の表第1号に掲				規則第8条	
	げる講習方法に				第2項に規	
	係るものである				定する装置	
	場合にあって			<u></u>	を含む。)	
	は、9,050円)				を使用する	
					指導(以下	
					この表にお	
					いて「実車	
					等指導」と	
					いう。)を	
I	1	I I				I]

カ 道路交通法第108条	講習1時間につ
の2第1項第14号に	いて <u>2,250円</u>
掲げる講習	
ヨ 道路交通法第108条	講習1時間につ
の2第1項第15号 <u>又</u>	いて <u>2,000円</u>
<u>は第16号</u> に掲げる講	
習	

(13)	道路交通法通知手数	<u>900円</u>
第10	08条の2第 料	
1項	頁第10号、第	
13号	テスは第14号	
に掲	引げる講習を	
受け	けようとする	
者		
(14)~	~(18) 一略一	

	実車等 <u>指導</u> を含まない 講習	<u>9,350円</u>
		講習1時間につ
		いて <u>2,600円</u>
掲げる講社		
ヨ 道路交近		講習1時間につ
の2第1項	頁第15号に	いて <u>2,100円</u>
掲げる講社		
タ 道路交通	<u> 通法第108条</u>	講習1時間につ
の2第15	頁第16号に	いて2,050円
<u>掲</u> げる講社		
(13) 道路	各交通法 通知	1手数 <u>1,000円</u>
第108条	の2第 料	
1項第1	0号、第	
13号又自	は第14号	
に掲げる	る講習を	

受けようとする

 $(14) \sim (18)$ 一略一

者

39